

今津町交通バリアフリー基本構想



『みんなが主役でつくる

みんなが“いきいき”と暮らせるまち』を目指して

は じ め に



我が国は、近い将来において総人口のうち65歳以上の高齢人口が4人に1人以上を占めるという超高齢社会になると予測されています。

本町では、平成12年国勢調査において高齢化率が全国平均の17.3%に対し21.1%となっており、既に本格的な高齢社会を迎えている状況であります。そのうえ福祉関係施設も多く存在することから、JR近江今津駅へのエレベーターの設置をはじめとする駅周辺のバリアフリー化を求める声も強く、その早期実現が大きな課題となっています。

このことから、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」に基づいた『今津町交通バリアフリー基本構想』をここに策定しました。

今後住民の皆さんとともに本構想のコンセプトである「みんなが主役でつくるみんなが“いきいき”と暮らせるまち」を目指し、ノーマライゼーション理念の社会実現に向け精一杯取り組んで参りたいと考えています。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました策定委員の皆さんをはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも計画実現に向けご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成15年3月

今津町長

山口 武

目	次
1. 交通バリアフリー法の概要	1
1-1 法律制定の背景	1
1-2 法律の趣旨と仕組み	2
2. 基本構想策定に対する今津町の取り組み	5
2-1 交通バリアフリー基本構想の概要	5
2-2 構想策定に対する今津町の取り組み	8
3. 今津町の概要	11
3-1 今津町の概要	11
3-2 上位計画等の整理	15
4. 重点整備地区等の設定	27
4-1 特定旅客施設の設定	27
4-2 重点整備地区と特定経路の設定	28
5. 重点整備地区の現況と課題	37
5-1 ヒアリング調査	37
5-2 現地調査	43
5-3 整備課題の抽出	46
6. 基本理念とバリアフリー化の基本的な方針	51
6-1 基本理念	51
6-2 バリアフリー化の基本的な方針	53
7. 実施すべき事業	55
7-1 目標年次	55
7-2 道路特定事業	56
7-3 交通安全特定事業	65
7-4 公共交通特定事業	67
7-5 その他の事業	72

1. 交通バリアフリー法の概要

1-1 法律制定の背景

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上の促進を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が平成12年5月10日に成立し、同年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この背景には、以下の3点が挙げられる。

(1) 急速な高齢化の進展

我が国では、諸外国に例を見ない急速な高齢化が進んでおり、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されている。

そのため、若年層と比べて身体的能力に制約を受けやすい高齢者にやさしい環境整備に向けた取り組みが急務となっている。

(2) 「ノーマライゼーション」の理念の実践

身体障害者が障害を持たない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の社会への浸透が進み、身体障害者が障害を持たない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきている。

そのため、その環境整備に向けた取り組みが急務となっている。

(3) 公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上に対する総合的な取り組みの必要性の高まり

上記2点から、高齢者や身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備が急務となっているが、なかでも鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用した移動の円滑性を高めることは極めて重要と考えられる。

そのため、公共交通機関の各施設や、さらにはその周辺の駅前広場や道路等の連続した移動経路に対して、バリアフリー化の取り組みを講じていく必要があり、財源等投資余力に限られる中で、整合性を図りながら様々な取り組みを総合的に進めていく必要性が高まっている。

1-2 法律の趣旨と仕組み

(1) 法律の趣旨

交通バリアフリー法は、移動制約者（高齢者、身体障害者、妊産婦、けが人等）が公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性を促進するために、以下の施策を講ずることを目的としている。

- ① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルあるいは鉄道車両、バス車両、旅客船、航空機等のバリアフリー化を推進する。
- ② 駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が策定する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場および信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

(2) 法律の基本的な仕組み

交通バリアフリー法の基本的な仕組みは、以下のようになっている。

① 基本方針

国（主務大臣）が、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動の利便性および安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を策定する。

② 公共交通事業者が講ずべき措置

公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良する場合や車両を新規導入する場合、この法律に基づいて定められるバリアフリー基準への適合を義務付ける。

また、既存の旅客施設・車両については、努力義務とする。

③ 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅等の旅客施設を中心とした地区（「重点整備地区」）において、旅客施設および周辺の道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者および都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。

④ その他

安心して公共交通機関を利用してもらえるよう、駅施設等のバリアフリー化状況についての情報を提供する。

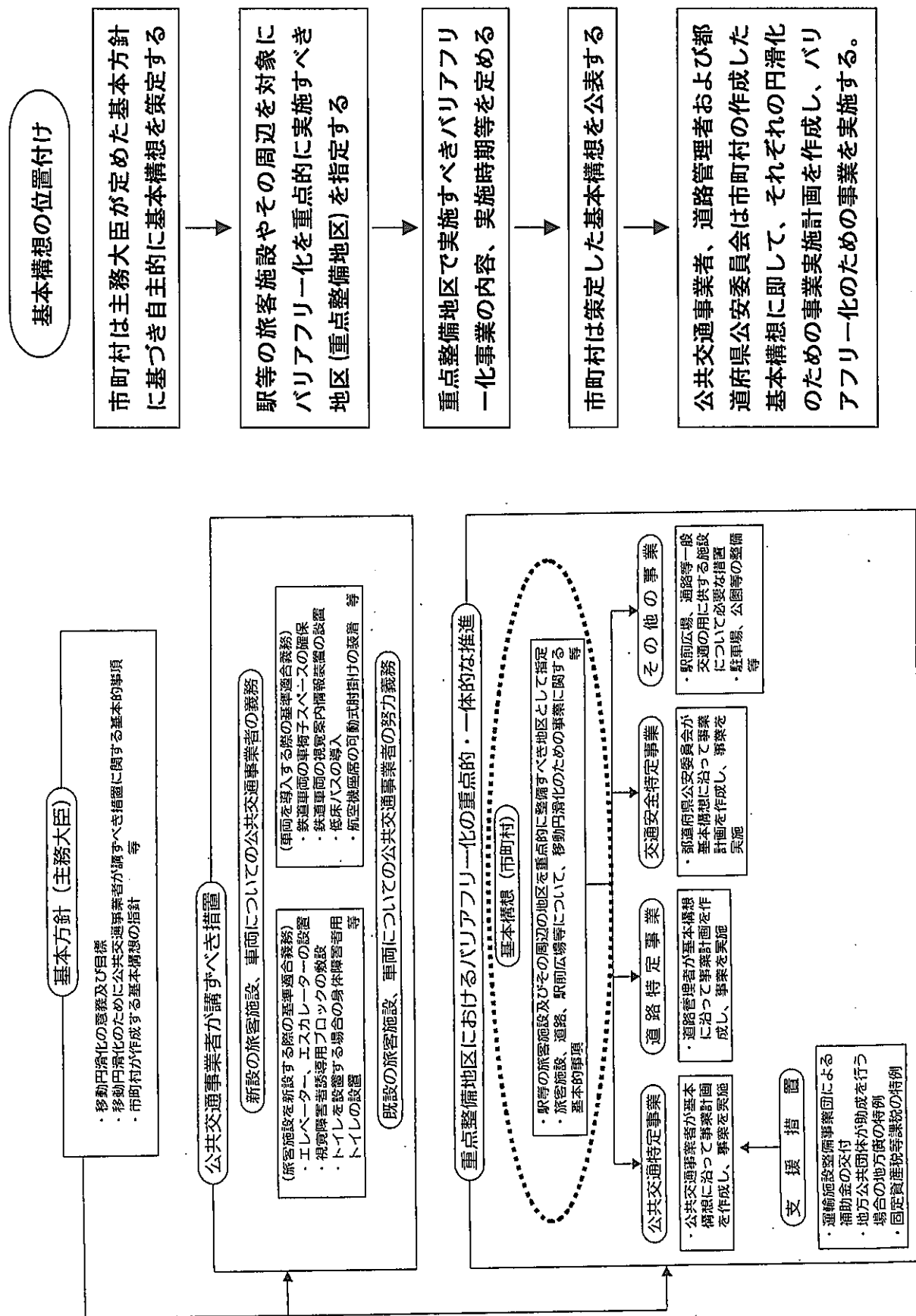


図 1 - 1 法律の基本的な仕組みと基本構想の位置づけ

2. 基本構想策定に対する今津町の取り組み

2-1 交通バリアフリー基本構想の概要

1) 基本構想で定める事項

市町村による交通バリアフリー基本構想で定めるべき事項として、交通バリアフリー法第6条において、以下の3点が挙げられている。

- (1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置および区域
- (3) 重点整備地区で実施すべきバリアフリー事業等

2) 各事項毎の具体的な内容

基本構想については、作成主体である町が住民の福祉を増進する主体として、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴取した上で、適切な内容のものを作成する。

具体的に記載する内容としては、以下のものが考えられる。

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針

- ・バリアフリー化に取り組むにあたってのまちづくりの基本理念
- ・バリアフリー化に関する基本的な方針

(2) 重点整備地区の位置および区域

- ・重点整備地区の中心となる駅等と周辺状況等当該地区の位置づけ
- ・官公庁施設、福祉施設等の分布を踏まえた重点整備地区の具体的線引き
【具体的線引きのための3要件】
 - ①施設要件：駅から徒歩圏[※]で、高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設を含む地区
 - ②課題要件：バリアフリー化の事業実施が特に必要な地区
 - ③効果要件：バリアフリー化の事業実施が都市機能増進のために有効かつ適切な地区

※ 具体的には個別に市町村が設定することとなるが、概ね500mから1kmを想定。

(3) 重点整備地区で実施すべきバリアフリー事業等

①事業実施の位置、区域

○『鉄道駅』および『駅から官公庁・福祉施設等までの経路』において、実施するバリアフリー化事業を位置づける。

②事業例

○公共交通特定事業：鉄道駅やバス等に関する事業

- ・ 鉄道駅内でのエレベーター、エスカレーターの設置
- ・ 鉄道駅内でのスロープ、手すり、幅広の改札口の設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 身体障害者対応型のトイレ・券売機の設置
- ・ 乗り合いバスにおける低床型車両（ノンステップバス）の導入 等

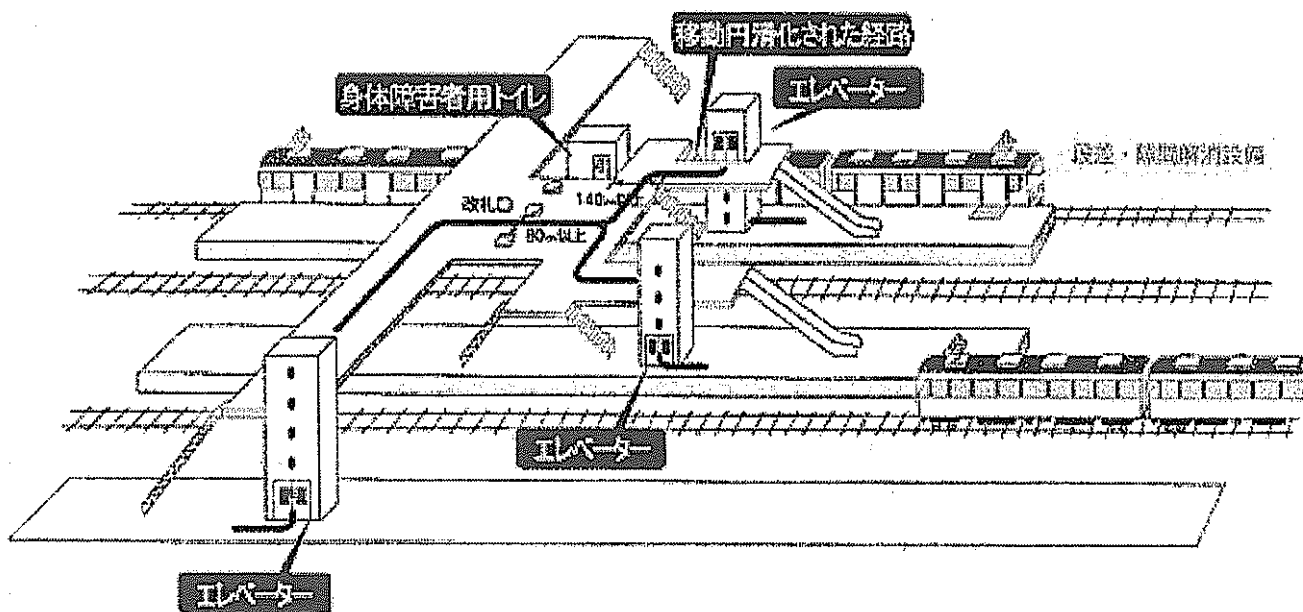


図 2 - 1 公共交通特定事業の事業例

○道路特定事業：道路に関する事業

- ・歩道の設置および拡幅（幅員 3 m 以上が望ましい）
- ・歩道の平坦性の確保（路面上の段差解消、横断方向の傾斜解消、縦断勾配の縮小）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・通行経路案内標識の設置
- ・バリアフリー化のための電線類地中化、照明施設の設置、歩行者用柵等の設置
- ・バス停留所における歩道高さの調整 等

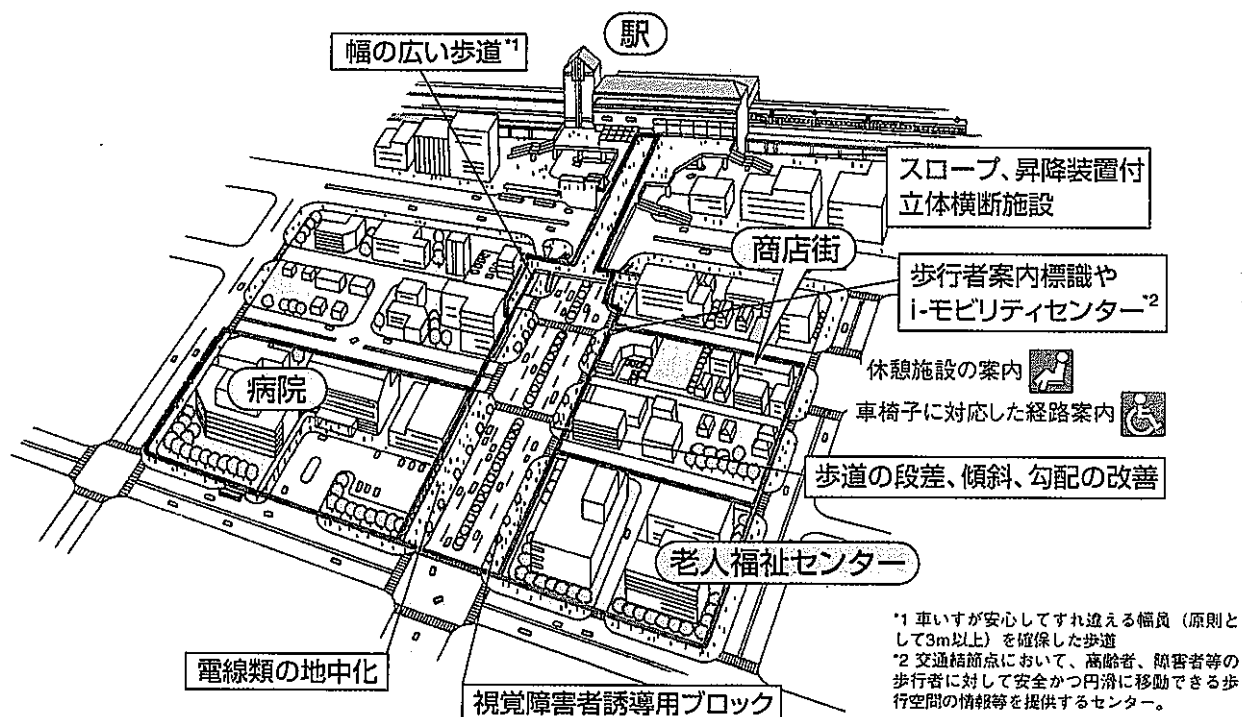


図 2 - 2 道路特定事業の事業例

○交通安全特定事業：信号機等に関する事業、違法駐車対策

- ・視覚障害者等に対する音響式信号機の設置
- ・歩行者青時間の延長を行う信号機の設置
- ・横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識・道路標示の整備
- ・違法駐車・駐輪車両の取り締まり強化
- ・違法駐車・駐輪の防止についての広報活動および啓発活動 等

2-2 構想策定に対する今津町の取り組み

1) 基本構想の検討体制

交通バリアフリー基本構想の策定にあたっては、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等をはじめ、関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努めるものとされている。(主務大臣による基本方針)

また、特定事業者となる公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会と十分に協議し、各機関の協力のもとに基本構想を策定しなければならないと明記されている。(交通バリアフリー法第6条)

そのため、今津町では、利用者と事業者の参画のもとで、本基本構想の検討を行った。

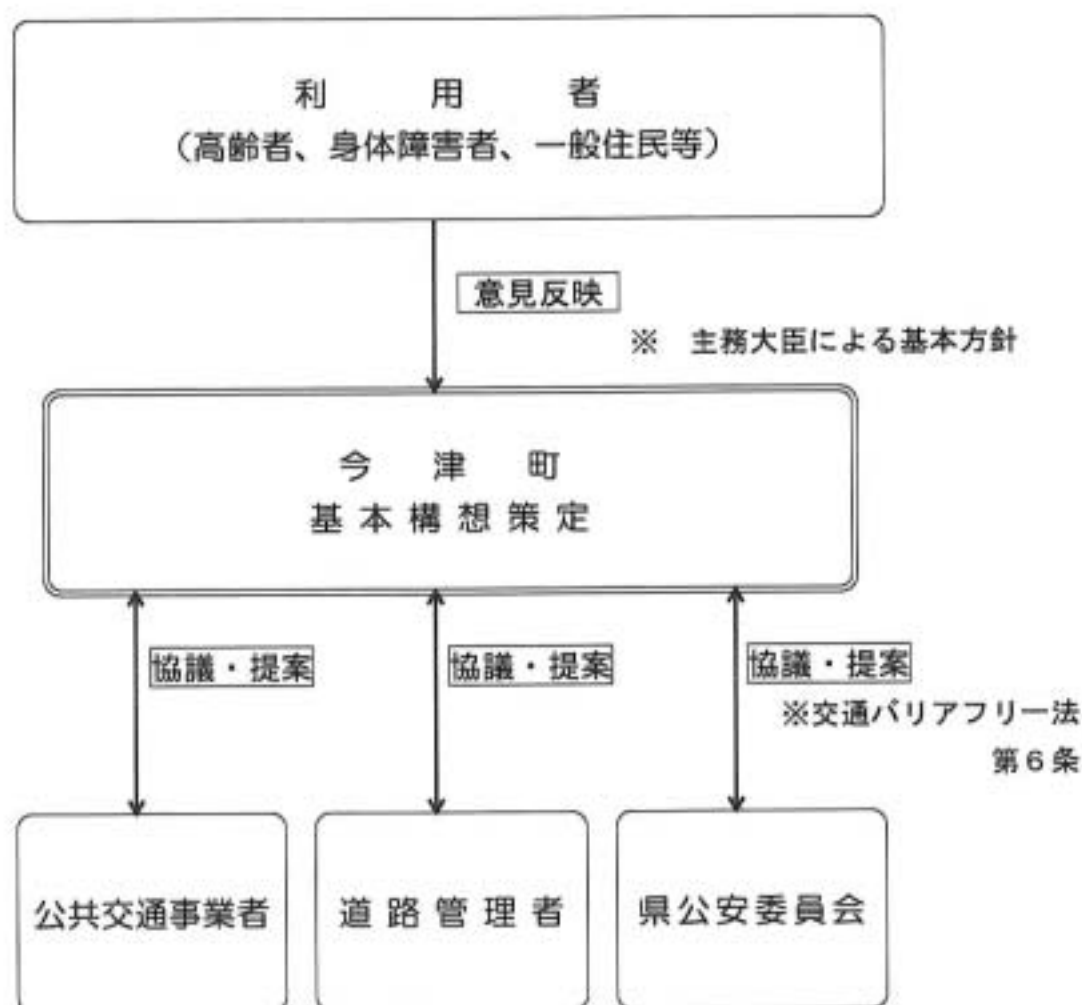


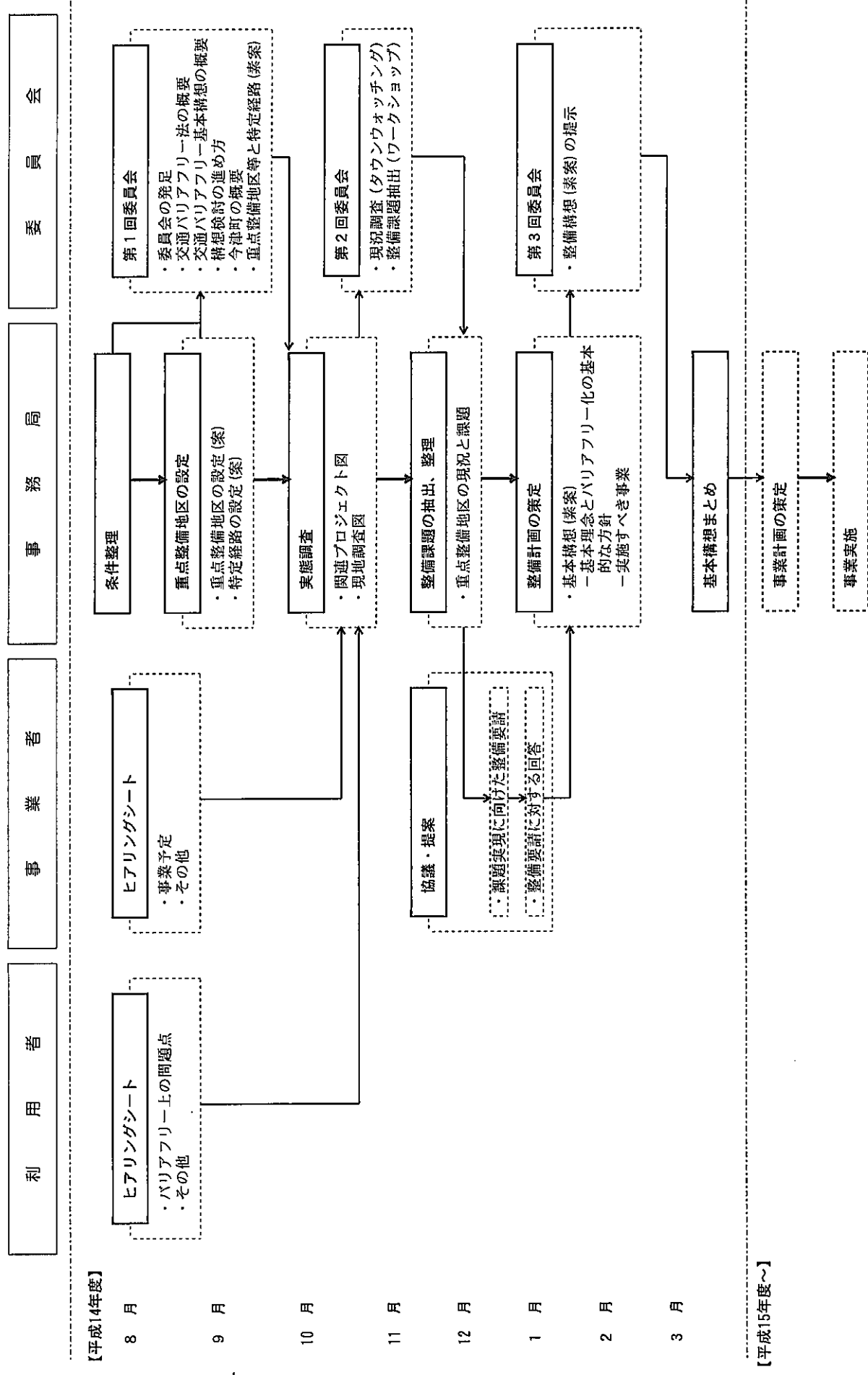
図2-3 交通バリアフリー基本構想の検討体制

今津町交通バリアフリー基本構想策定委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

所 属 ・ 役 職 等			氏 名
利 用 者	交通弱者 関 係	身体障害者寮護ホーム清湖園 副主任ケアワーカー	河原田久美子
		湖西障害者生活支援センターほろん アシスタントソーシャルワーカー	八坂 恵美子
		高島郡若あゆ共同作業所 指導員	小林 みゆき
		今津町身体障害者更生会 事務局長	杉原 芳也
		今津町老人クラブ連合会 副会長	早川 賢一郎
	その他	今津町東地区ブロック区長	藤橋 角二郎
		今津町商工会 経営指導員	大西 三重蔵
		一般公募による町民	山形 忠
事 業 者	公安委員会	今津警察署 交通課交通係長	西川 徹志
	公共交通 機 関	西日本旅客鉄道(株) 京都支社 総務企画課長	奈倉 宏治
		西日本ジェイアールバス(株) 営業グループリーダー	小川 喜一
		湖国バス(株) 管理部長	河原 正喜
	道 路	滋賀県湖西地域振興局 道路計画課長	田中 孝
	管理者	今津町役場 建設課 専門員	大釜 茂
構 想 策 定 主 体 関 係 者		滋賀県湖西地域振興局 計画調整課 課長補佐	青谷 藤和
		今津町役場 まちなみ街道づくり推進室 室長補佐	落合 良平
		今津町役場 福祉保健課 専門員	古谷 和美
		今津町役場 総務課 交通対策係長	廣部 勇
事 務 局		今津町役場 企画課長	角川 重博
		今津町役場 企画課 企画係長	赤尾 信孝

2) 作業スケジュール



3. 今津町の概要

3-1 今津町の概要

(1) 地勢

今津町は、滋賀県の北西部に位置しており、東側は琵琶湖に面するとともに、北西部は中央分水嶺の走る標高700～800mの山地となっている。

町の面積は、122.74km²であり、その約8割を山地が占めている。

(2) 気候

今津町の気候は、日本海型に属し、冬季は若狭湾からの季節風によって、平地でも数十cmの積雪を見ることがある。なお、平成13年の降水量を見ると、1月は200mmを超えており、一年を通して最も降水量が多くなっている。

(3) 歴史

今津町内では、縄文・弥生時代からの遺跡が多数見つかっており、古くから開かれた土地であったことがうかがわれる。

中世から近世にかけては、若狭からの九里半街道を中心に北陸や日本海の物資が流通し、その結節点となる今津は船積港として、また、西近江路の宿場として栄えてきた。

明治に入ると、12年には今津村に郡役場が開設され、郡制廃止後の昭和17年には県地方事務所が今津町に設置されてきた。昭和30年に今津町と川上村、三谷村が合併し、現在の今津町が生まれたが、その後も県地方事務所に加え、今津警察署、今津簡易裁判所、今津区検察庁等の国・県の官公庁施設が設置されており、今津町は湖西地域の行政の中核地としての役割も担ってきている。

(4) 人口、世帯数

今津町の人口は、近年わずかながら増加傾向にあり、平成12年現在で13,921人となっている。

表3-1 人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年
人 口 (人)	12,855	13,190	13,921
伸び率	100.0	102.6	108.3

資料：国勢調査

また、世帯数も人口と同様に増加しており、平成12年現在で4,061世帯となっている。

表 3 - 2 世帯数の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
世帯数(世帯)	3,465	3,717	4,061
伸び率	100.0	107.3	117.2

資料：国勢調査

(5) 高齢者数

今津町の高齢者数は、近年急速に増加しており、平成 2 年の1,890人から平成 12 年には2,935人と約1.5倍となっている。

また、平成12年時点での高齢化率を全国平均と比較すると、今津町は21.1%であり、全国平均より3.8ポイント高く、高齢化が一段と進んでいる。

表 3 - 3 高齢者数の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
高齢者数(人)	1,890	2,377	2,935
伸び率	100.0	125.8	1.553

資料：国勢調査

表 3 - 4 高齢化率の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
高齢化率(%)	14.7	17.7	21.1
全国平均(%)	12.0	14.5	17.3

資料：国勢調査

(6) 身体障害者数

今津町の身体障害者数は、平成12年度末現在で370人であり、町人口の約2.7%を占めている。

表 3 - 5 身体障害者数の推移

	平成 2 年度	平成 7 年度	平成12年度
身体障害者手帳交付者数の推移(人)	348	355	370
町人口に占める割合(%)	2.7	2.7	2.7

(7) 公共交通機関の状況

①鉄道の状況

今津町では、町東部を南北にＪＲ湖西線が通っており、町内にはＪＲ近江今津駅の一駅がある。

乗降客数の推移を見ると、近年は微減傾向にあり、平成12年現在で一日あたり5,798人となっている。

表３－６　ＪＲ近江今津駅一日あたり乗降客数の推移

	平成８年	平成９年	平成10年	平成11年	平成12年
一日あたり乗降客数(人)	6,106	6,058	5,996	5,856	5,798
伸　　び　　率	100.0	99.2	98.2	95.9	95.0

※　一日あたり乗降客数は、一日あたり乗車数×２で算出

②バスの状況

今津町では、次図のようにＪＲ近江今津駅を起終点にして、西日本ジェイアールバスと今津町自主運行バスが走っている。

バス利用人員の推移を見ると、近年ジェイアールバスは大幅に減少しているものの自主運行バスは横ばいであり、平成12年度現在でそれぞれ一日あたり251人および78人となっている。

表３－７　バス利用人員数

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
ＪＲ バス	一日あたり 利用人員(人)	491	487	395	240	251
	伸　　び　　率	100.0	99.2	80.6	48.9	51.2
自主 運行 バス	一日あたり 利用人員(人)	79	73	72	67	78
	伸　　び　　率	100.0	92.0	91.0	84.1	98.0

3-2 上位計画等の整理

(1) 第4次今津町総合発展計画（2000年12月 今津町策定）

第4次今津町総合発展計画は、今津町がめざすまちの姿を示すとともに、その具体化のための基本的な考え方と施策の方向性を示した、体系的・総合的な指針である。

【目標年次】

2010年（平成22年）

【基本構想】

①基本理念

自然とくらしの共生、ふれあい・交流のまちづくり

②めざすべき将来像

- 1) 活気にあふれ、ゆとりある、ふるさと今津をめざします。
- 2) 自然や風土と共生するくらしが活きるまちをめざします。
- 3) 心豊かなふれあい・交流が生まれる歌のまちをめざします。

③まちづくりの基本的施策

○快適で安全な居住環境を支える基盤づくり

人と車が共存できる安全で快適な道路網を整備します。生活に必要不可欠な道路には消雪機能をもうけ、雪に強い生活道路基盤をつくります。

生活幹線道路には歩道の整備を図り、歩車分離の安全な道路をつくっていきます。また、「今津町住みよい福祉のまちづくり計画」に基づき、バリアフリー化を推進していきます。

【基本計画】

①あらゆる人々にやさしいくらしづくり

○人にやさしい公共交通網の充実

- ・駅構内のバリアフリー化の促進
- ・駅構内へのエレベーター設置の要望と支援

②快適で安全な環境を支える基盤づくり

○福祉のまちづくりの取り組み

◦移動環境の充実整備を図ります。

快適な歩行空間を確保するため、交通安全施設の充実、歩道の平坦性の確保、ゆとりある歩道幅員の確保、わかりやすいサインの整備、道路上の障害物の規制等の推進に努めます。あわせて、自動車の利用環境の整備、自動車を運転できない人に配慮した移動環境づくりも進めます。

(施策の概要)

- ・縁石、ガードレール、植樹帯等による明確な歩車分離の推進
- ・車椅子が通行できる歩道幅員の確保
- ・歩道の平坦性の確保
- ・冬季にも歩行者が安心して歩ける歩行空間の確保とネットワークづくり
- ・側溝の溝蓋の改修（格子穴の粗さ、路面と溝蓋の高さについて）
- ・看板、路上駐車、駐輪等、歩道上の障害物の規制
- ・音声、画像等による、わかりやすい移動案内システムの検討
- ・生活に密着した公益的施設への車椅子専用駐車区画の配置と一般利用の規制
- ・高齢者運転車両について「もみじマーク」の表示啓発と一般車の協力促進
- ・ＪＲ近江今津駅周辺の整備促進
- ・バス停留所の上屋、ベンチの設置等、環境改善の促進
- ・ノンステップバス運行事業の促進
- ・交通ボランティア制度の検討
- ・障害者の自立を助ける自助具、福祉機器の普及促進
- ・介護家族、ヘルパー、ボランティア等を対象とした研修会の開催
- ・近隣町村との連携による鉄道駅、バス停留所の整備の促進

◦生活に密着した利用施設に配慮した整備を図ります。

◦情報伝達体制の整備を図ります。

◦地域住民の支援・協力の促進を図ります。

◦利用者の意見を採り入れた整備を図ります。

(2) 今津町住みよい福祉のまちづくり計画（1998年3月 今津町策定）

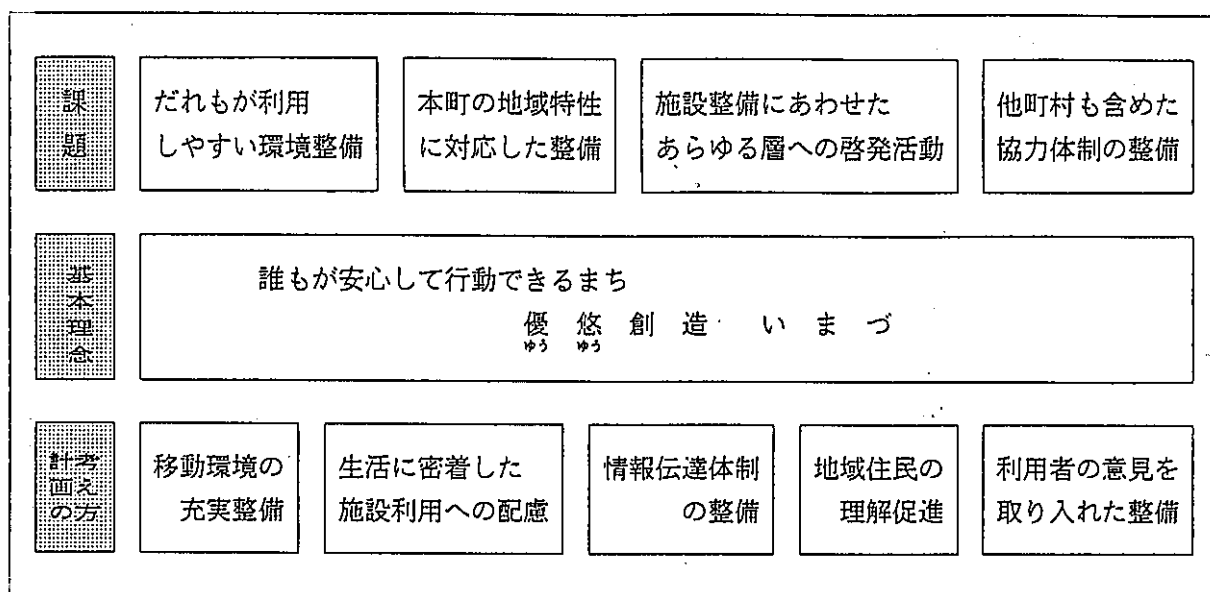
今津町住みよい福祉のまちづくり計画は、「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、今津町において取り組むべき施設整備と、さらに施設整備と同時に進めるべき普及啓発活動等の内容を明らかにしたものである。

【目標年次】

計画策定後10年を目処とする

（短期：平成10年度～12年度、中期：平成12～15年度、長期：平成16～19年度）

【福祉のまちづくりの基本的な考え方】



【重点整備計画における整備の方向】

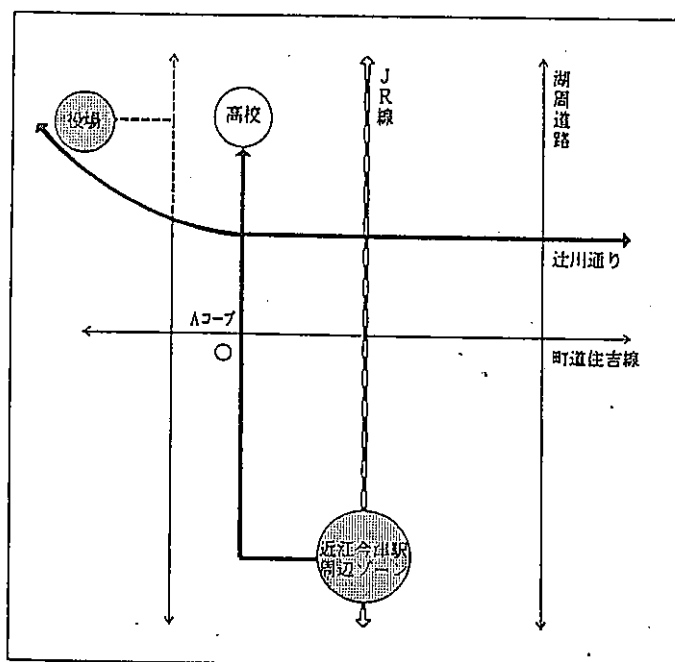
主要ゾーン

- ① J R 近江今津駅周辺ゾーン
- ② 役場ゾーン

主要軸

- ① J R 近江今津駅～役場・高島高校
- ② 辻川通り

主要ゾーンと主要軸の位置



主要ゾーン

① JR近江今津駅周辺ゾーン

①-1. 駅構内

駅構内は基本的に誰もが自分自身で行動できるような整備をすすめる。そのために、切符を買うこと、ホームに出ること、電車を待つこと等が円滑に行えるような空間づくりについて、他町との連携を図りながら促進していく。

また、自分自身で行動できることは基本としながら、困っている人には声をかける、手をさしのべることができる体制づくりにも努めるものとする。

①-2. 駅周辺

駅舎周辺にはバス停留所、タクシー乗り場、駅前広場等があり、多くの人が行き来している。

駅から歩く人や駅で迎えの車を待つ人など様々な行動パターンが想定されるが、すべての人が快適に安心して行き交うことのできる空間としていく。

整備の内容

- ・エレベーター、エスカレーターの設置
- ・階段手すりの設置（中央部）
- ・外部出入口ドア改修（自動ドア、あるいは引き戸、自由扉）
- ・車椅子で利用できる便所の設置
- ・難聴者対応の電話機、公衆FAXの設置
- ・近隣町村の鉄道駅整備の呼びかけ

- ・駅舎から駅前広場の切り下げ改修（勾配改善）
- ・ローラン名小路から駅舎へのアクセス歩道見直し
- ・駅前広場（東）の車椅子専用駐車区画の管理改善
- ・町道今津駅前線に面した駐輪場の自転車規制
- ・町道今津駅前線の歩道切り下げ改修（勾配改善）
- ・駅から町内各施設への案内板の設置
- ・看板、路上駐車、駐輪場、歩道上の障害物規制への協力呼びかけ
- ・福祉協力の商業施設等（車椅子対応、協力店）の認定表示制度の推進
- ・消雪パイプ等消雪施設の整備、除雪機械による歩道除雪等による冬期歩行者空間の確保（冬期歩行者空間確保パイロット事業の導入）

② 役場ゾーン

役場は町民生活と密接に関わる施設であるが、特に町民が手続き等で訪れる機会の多い窓口は、庁舎入口からのアクセスも含め、すべての人が利用できる、利用しやすいような整備をすすめる。

また、役場近くにはバス停が設置されているが、ベンチ、上屋は整備されていないため、改善を促進する。

整備の内容

- ・記載用カウンター改修（高さ）
- ・庁舎入口から町民窓口までの段差解消
- ・庁舎玄関横の便所を車椅子でも利用できる便房（1箇所以上）に改修
- ・難聴者対応の電話機、公衆FAXの設置
- ・庁舎入口に直結する車椅子専用駐車区画の確保
- ・バス停の「役場前」のベンチ、上屋の設置促進

主 要 軸

① JR近江今津駅 ～ 役場・高島高校

JR近江今津駅周辺ゾーンと役場ゾーンの2つの主要ゾーンを結ぶ軸であり、他の幹線道路に比較して自動車交通量が少ない点を活かした歩行者にやさしい道として整備を進める。

また、この軸は町外から高島高校へ通う高校生には駅から学校までの通学路ともなり、歩行者、自転車が安心して通行できる道とする。

主要軸上にはバス停「高島高校前」、「今津西町」が設置されているが、ベンチ、上屋は整備されておらず、改善を促進する。

また、このベンチ、上屋についてはバス停利用客だけでなく、まちのなかの休憩スペースとしての活用も兼ねて検討していく。

整 備 の 内 容

- ・路面改修（横断勾配、路面凹凸改善、融雪装置の付け替え）
- ・バス停「高島高校前」、「今津西町」のバス停位置の検討と休憩所も兼ねたベンチ、上屋の設置の検討
- ・側溝の溝蓋の改修（格子穴の粗さ、路面と溝蓋の高さについて）
- ・看板、路上駐車、駐輪場、歩道上の障害物規制への協力呼びかけ
- ・福祉協力の商業施設等（車椅子対応、協力店）の認定表示制度の推進

② 辻川通り

車を利用して郊外の大型店に買物に行くことのできる人に対して、車を利用しない人にとっては市街地内の近隣型の商店街は生活に密着した大切な場所となっている。しかし現状の辻川通りは横断勾配が急であったり、排水溝のグレーチングが路面より高い位置にあり、降雪時に融雪装置から出された水で歩行空間が水浸しになるなど、課題が多い。

この辻川通りについては商店街の活性化も兼ねて、人にやさしい道づくりをすすめる。

- ・路面改修（横断勾配、路面凹凸改善、融雪装置の付け替え）
- ・歩行空間の確保と路上駐車を減らす駐車場の確保
- ・休憩所、トイレの設置
- ・側溝の溝蓋の改修（格子穴の粗さ、路面と溝蓋の高さについて）
- ・看板、路上駐車、駐輪場、歩道上の障害物規制への協力呼びかけ
- ・福祉協力の商業施設等（車椅子対応、協力店）の認定表示制度の推進

③ 今津快適雪プラン（2002年3月 今津快適雪プラン協議会・滋賀県湖西地域振興局策定）

今津快適雪プランは、雪が降っても安全・快適に歩けるように、図3-2および図3-3等の現況調査や住民・駅利用者の意識調査結果等をもとに、具体的な実現化計画である「冬季のバリアフリー計画」や「雪みち計画」の策定に向けた第一歩として、基本方針や具体の取り組み(案)を示している。

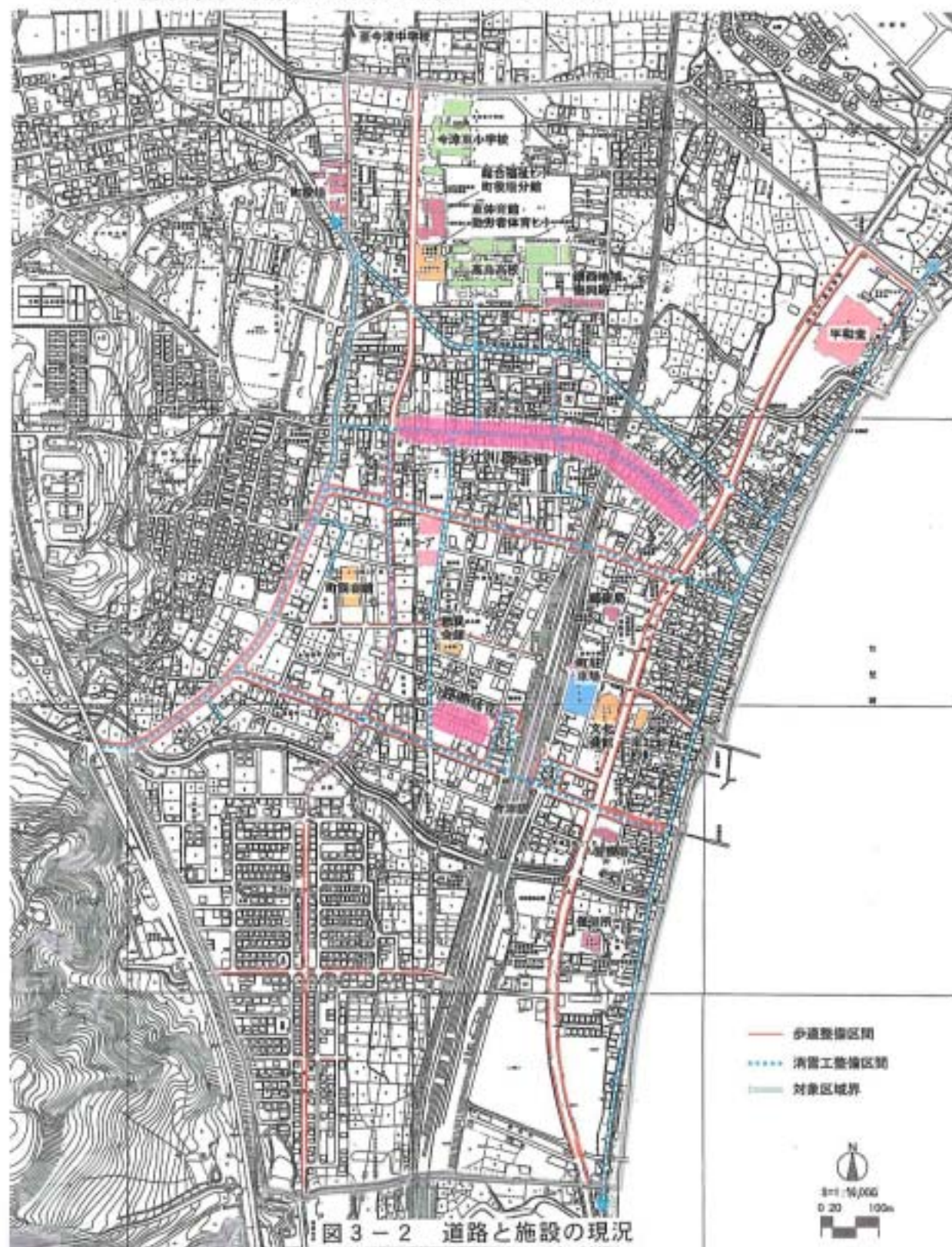


図3-2 道路と施設の現況

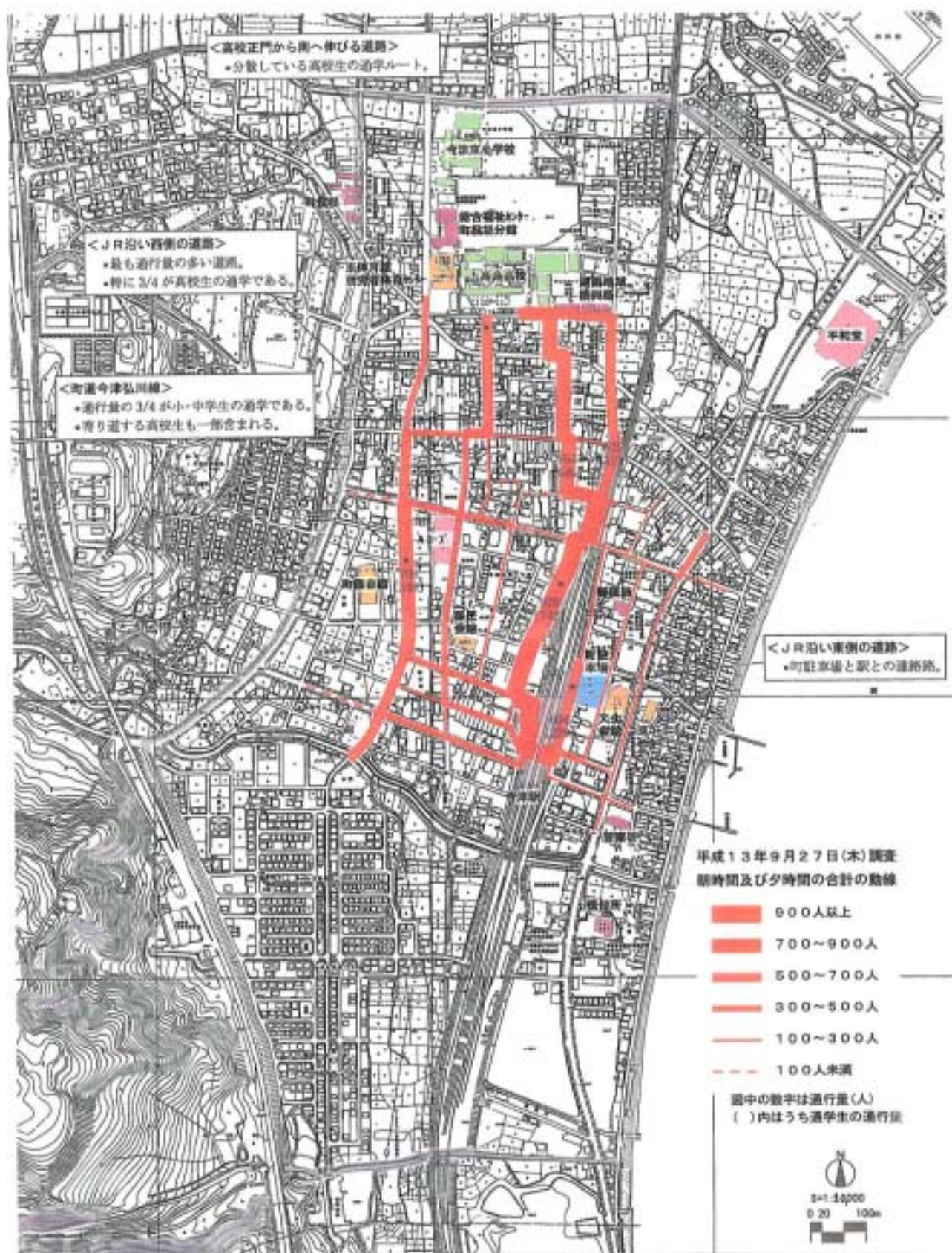


図3-3 歩行者動線調査の結果

【基本方針】

- ①通学路等を重点とした歩行空間ネットワーク計画を策定する
- ②消雪工を有効に活かした歩行スペース確保の整備計画を策定する
- ③歩道等の除雪を推進する地域協力体制づくりを進める
- ④運転者の思いやりと歩行者自身のゆとりの啓発を進める

【具体的な取り組み(案)】

①歩行者ネットワーク計画の策定

小中学生の「通学路」を最優先に、高校生の主要通学ルートと地域の主要生活経路を確保する「今津中心地の歩行空間ネットワーク計画」を当協議会の検討を基に町において策定する。

〔ネットワーク計画案〕：図3-4 ネットワーク計画図参照

(積雪時でも安心して歩ける区間

→ 通学路+高校生通学ルート+主要生活経路)



②歩行スペース確保のための整備計画を策定

ネットワークを構成する道路について、当協議会の検討を基に各管理者が各道路の状況に応じた一番有効な方法による歩行スペース確保の整備計画を策定する。これに基づき計画的に消雪工等の必要な施設整備を行う。

〔歩道のある道路〕：車道消雪工整備+歩道除雪推進+排水施設改善



構想イメージ

〔歩道のない道路〕：ア．歩道優先帯設置＋適切な機械除雪

イ．歩道優先帯設置＋消雪工整備＋配水施設改善



③歩道の除雪を推進する地域の協力体制づくり

ネットワークを構成する歩道について、当協議会の取り組みを契機として、町や地元関係者を中心に地域の協力体制づくりを進め、歩道の除雪を推進する。これに合わせて、県、町や関係機関はできる限りの支援を行う。

〔協力体制づくり案〕：住民やPTAによる休日の一斉除雪活動
イベント等によるきっかけづくり

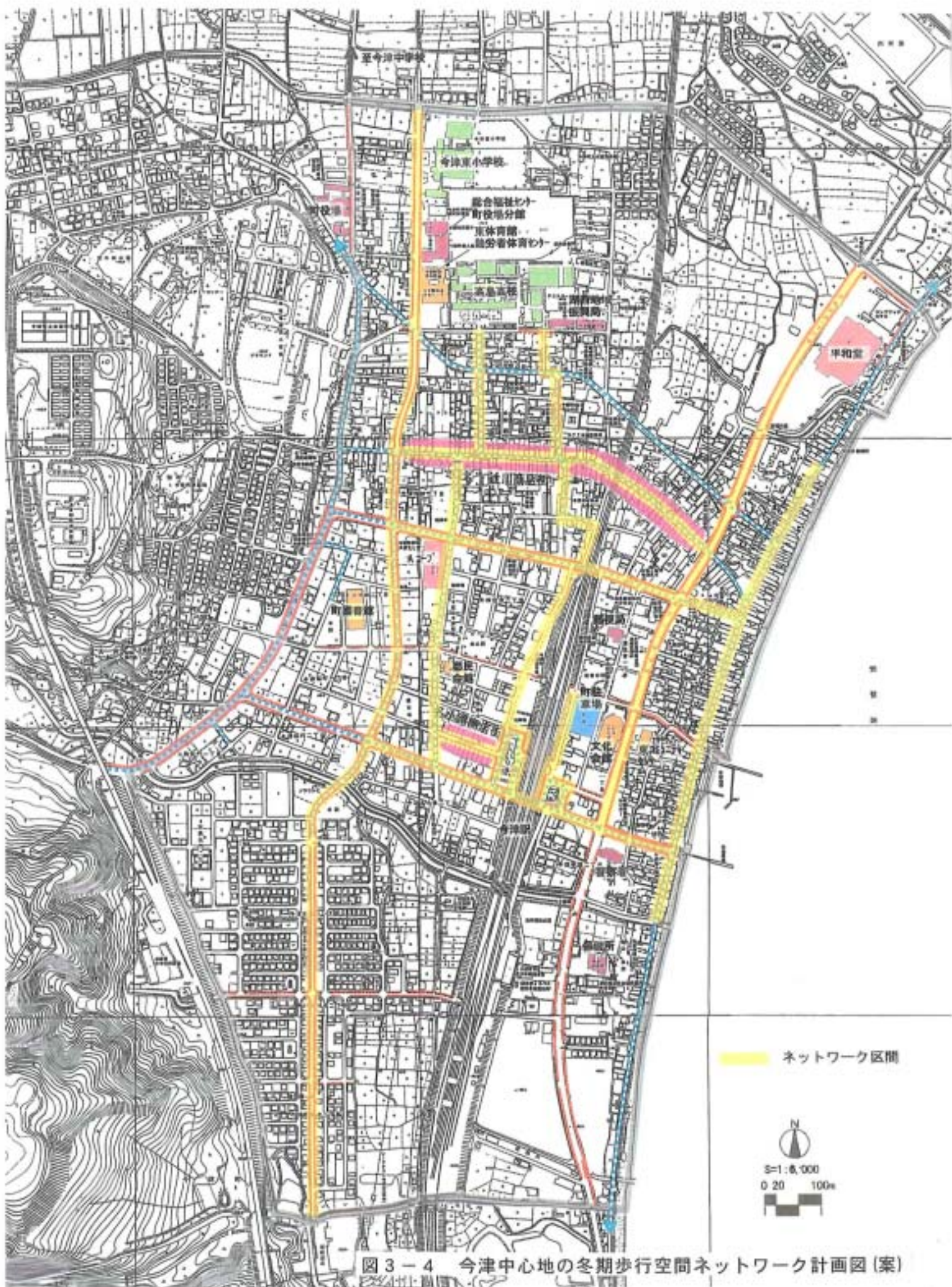
〔支援案〕：雪みち計画による除雪機械貸与、作業費の一部補助



④運転者の思いやりと歩行者自身のゆとりの啓発

運転者に対して、歩行者の立場に立った思いやり運転やバスの利用等を、地域と関係機関が連携してPRを行う。また、いろいろな機会を通じて歩行者自身も雪に対しゆとりを持てるような取り組みを行う。

〔PR案〕：広報誌による運転マナーの啓発、バス利用の啓発
通学路や重点箇所への啓発看板設置
積雪時の安全運動等の実施



4. 重点整備地区等の設定

4-1 特定旅客施設の設定

今津町の旅客施設のうち、特定旅客施設の要件を満たす施設は「JR近江今津駅」である。

「JR近江今津駅」は、本町の中心的な旅客施設であり、また乗降客数も周辺町村の旅客施設を大きく上回り、周辺には高齢者、身体障害者を含む不特定多数の人々が利用する主要施設が多く分布している。

近江今津駅周辺は、今津町の玄関口として、また、中心市街地活性化や観光振興の拠点としての機能更新が強く望まれており、今津町の将来像を実現する上で重要な要素になっている。

よって、本構想では「JR近江今津駅」を特定旅客施設として位置づけ、重点整備地区を設定する。

参考：特定旅客施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する旅客施設

- ① 1日の乗降客数が5千人以上の施設
- ② 当該市町村の高齢化等の地域状況からみて、高齢者、身体障害者の利用数が①の旅客施設と同等以上の施設
- ③ 徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設

4-2 重点整備地区と特定経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

J R 近江今津駅を中心とした範囲において、以下の3つの要件を満たす地区を重点整備地区として設定する。

- ① J R 近江今津駅から徒歩圏内において、高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設を含む地区（施設要件）
- ② 移動円滑化のための事業が特に必要である地区（課題要件）
- ③ 事業を行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区（効果要件）

表4-1および図4-1に示すように、J R 近江今津駅の徒歩圏内（概ね500m～1km）には、官公庁施設、福祉施設等の高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設が多く存在する。

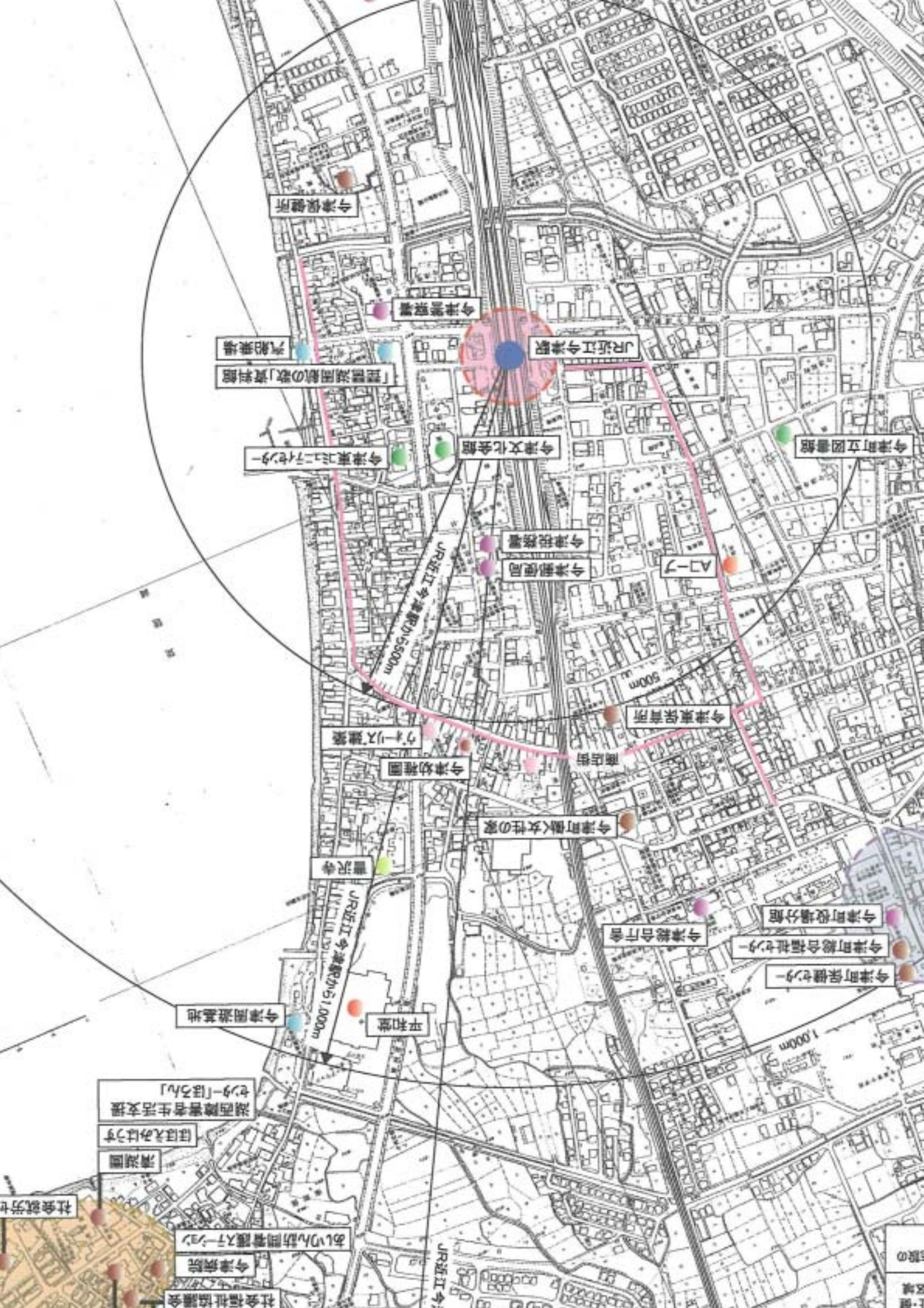
公共交通機関を主要な交通手段とする移動制約者が、主要な施設まで安全に移動できるようにするためには、J R 近江今津駅から各主要施設までの移動経路をバリアフリー化することが特に重要である。

また、今津町の重要課題である中心市街地活性化や観光振興を図る上で、J R 近江今津駅の機能更新にあわせて高齢者、身体障害者等を含むすべての人々が安全かつ快適に回遊できる歩行空間を確保することが望まれる。

そのため、本構想では、上記の3要件を勘案し、徒歩圏内の主要な施設を含む図4-2に示すエリアで設定する。

表 4 - 1 主要施設の分布状況

種 別	施 設 名	J R 近江今津駅からの距離		
		0～500m	～1. 0km	～1. 5km
官公庁施設	今津町役場			○
	今津町役場分館		○	
	今津総合庁舎		○	
	今津郵便局		○	
	今津税務署	○		
	今津警察署	○		
	新市庁舎（予定）		○	
福祉施設等	藤波園			○
	ドリーム			○
	地域交流センター、社会福祉協議会			○
	清風荘、ケアハウスじゅらく、ふれあいサービスセンター、こころいちばん在宅介護支援センター			○
	今津病院、あいりん訪問看護ステーション			○
	清湖園、湖西障害者生活支援センター「ほろん」、ほほえみはうす			○
	今津町保健センター		○	
	今津町総合福祉センター		○	
	今津町働く女性の家		○	
	今津幼稚園		○	
	今津東保育所	○		
その他の公益施設	商業施設	平和堂	○	
		Aコープ	○	
		商店街（辻川商店街等）	○	
		商店街（名小路商店街等）	○	
	文化施設	今津町立図書館	○	
		今津文化会館	○	
		今津東コミュニティセンター	○	
	その他（観光施設等）	今津周遊基地	○	
		曹沢寺	○	
		ヴォーリズ建築	○	
		「琵琶湖周航の歌」資料館	○	
		汽船乗場	○	



(2) 特定経路と歩行者ネットワーク経路の設定

本構想で対象とする事業は、ＪＲ近江今津駅と主要な施設を結ぶ特定経路※において、高齢者、身体障害者等の円滑な移動を確保するための事業である。

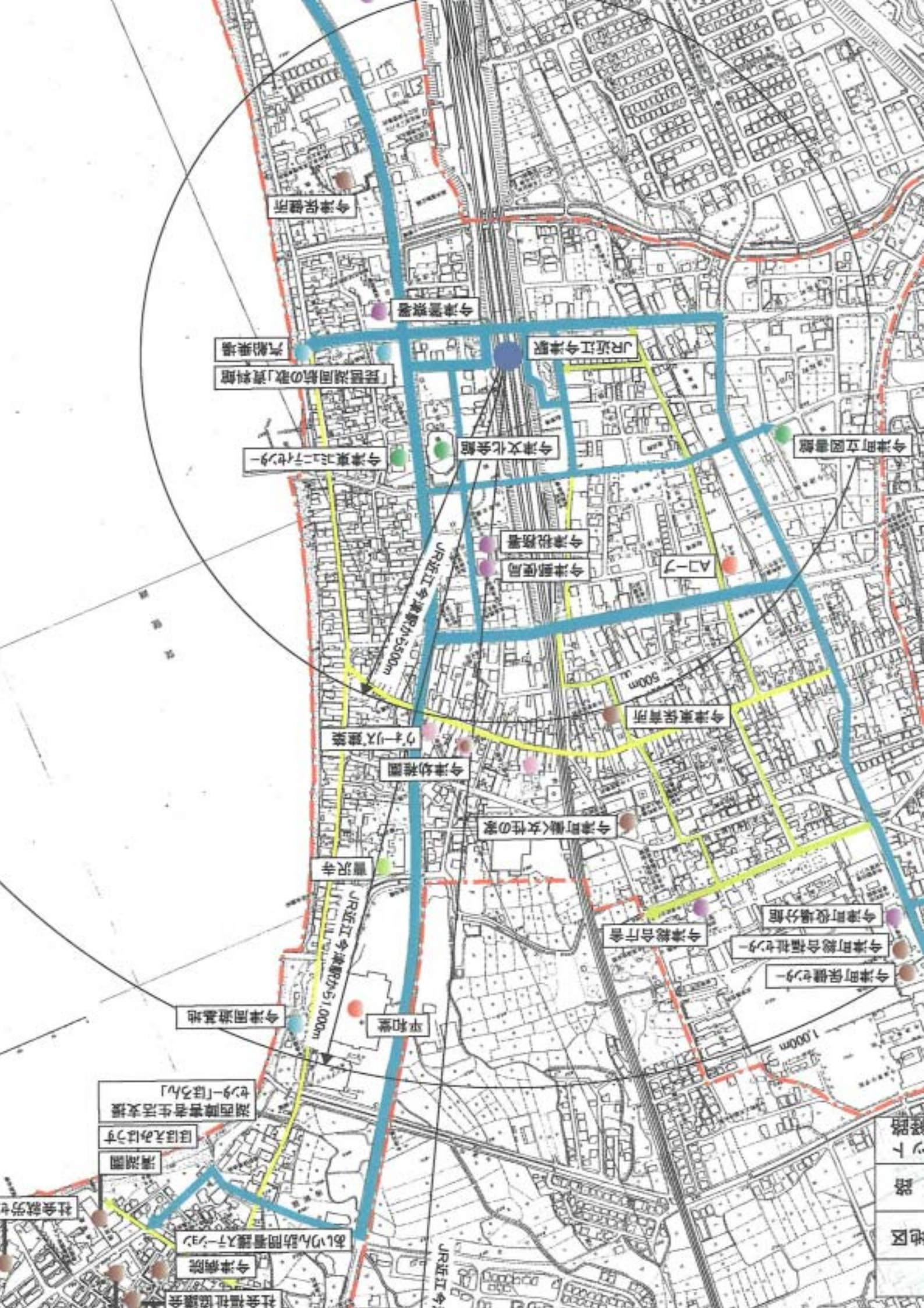
財政状況が厳しい中で重点整備地区内のすべての経路を対象に事業を実施することは困難であり、重点的かつ一体的な整備により、早期に十分な効果を発揮できる経路を設定した上で、その経路を中心に各種の取り組みを集中させることが重要である。

本構想では、委員会での議論を踏まえた上で、各特定事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路を確保できるよう留意しつつ、集中的かつ効果的な事業実施が可能な経路を特定経路として設定する。

※ 特定経路とは、特定旅客施設および当該特定旅客施設と「高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他施設で特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われる施設」との間の経路を指す。

なお、交通バリアフリー法の施行に合わせて定められた「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」では、『特定経路を構成する道路には、歩道を設けるものとする。』という歩道の必置規定が置かれている。しかしながら、現在町の主要な歩行者動線を形成する道路においても、沿道で既に市街化が進み歩道設置が困難な路線が多くなっている。そのため、特定経路に指定できない道路であっても、バリアフリー化をはじめとした歩行者優先の整備を行うべき道路を「歩行者ネットワークを形成する経路」として指定し、優先的な整備を進めるものとする。

なお、これらの幅員が狭い道路で歩行者空間を確保していくためには、自動車交通の制限等が有効であることから、ソフト面の施策も合わせて推進を図るものとする。



地区
路線

今津町立図書館

JR近江今津駅

今津文化会館

今津郵便局

今津税務署

汽船乗場

「琵琶湖回航の歌」資料館

今津東三ツセウ

JR近江今津駅から500m

今津東保南所

今津郵便局

今津幼稚園

今津町立「女性の歌」

重光寺

JR近江今津駅から1,000m

今津南遊基地

平和堂

今津町保南セウ

今津町総合福祉セウ

今津総合庁舎

今津町役場分館

湖西障害者生活支援セウ「ほろん」

ほろみはうす

清湖園

今津病院

社会福祉協議会

あいりん訪問看護ステーション

社会福祉セウ

5. 重点整備地区の現況と課題

5-1 ヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の概要

利用者のニーズおよび事業者の考え（当面の事業計画）を把握するため、平成14年8月28日から9月5日までを調査期間とする以下のような内容のヒアリング調査を行った。

①利用者向けヒアリング調査票

今津町交通バリアフリー基本構想に関するお願い【利用者サイド】

- ◆ＪＲ近江今津駅周辺地区は、ＪＲ近江今津駅をはじめ、別紙のような主要施設が集積しており、多くの人々が日常的に利用する地区となっています。
- ◆この地区の中の、基本構想の対象となる『ＪＲ近江今津駅』および『駅と主要施設を結ぶ経路』における、バリアフリー化に関する課題、要望等、日頃お考えの意見をお聞かせください。

記入者	ご氏名（団体名）：
-----	-----------

〔ＪＲ近江今津駅〕
◇今津駅で望まれるバリアフリー対策で重要と思われるものについて、特に重要と思われる上位３つまでを挙げてください。
1. _____
2. _____
3. _____

〔ＪＲ近江今津駅と主要施設を結ぶ経路〕																
◇別紙の図面上で、日常的に主に利用する移動経路を記入していただくとともに、移動で支障をきたす場所に○印と番号を付け、その内容について下記にご記入ください。																
※ 日常的に主に利用する移動経路以外の場所で問題箇所があれば、あわせてご記入ください。																
<table border="1"><thead><tr><th>場所（番号）</th><th>支 障 の 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	場所（番号）	支 障 の 内 容														
場所（番号）	支 障 の 内 容															

〔自由意見〕

◇基本構想策定にあたり、ご意見・ご希望等をご記入ください。

②事業者向けヒアリング調査票

今津町交通バリアフリー基本構想に関するお願い【事業者サイド】

- ◆現在今津町では、ＪＲ近江今津駅周辺地区に関して、交通バリアフリー基本構想の策定作業を進めております。
- ◆つきましては、この地区内で当面取り組むことを予定している事業等について、別紙の図面上で、事業を行う予定の場所に○印と番号を付け、その内容について記入例を参考に記述していただきますようお願いいたします。

事業者名	
------	--

〔記入例１〕

場所(番号)	①
事業名称	町道今津駅前線改良事業
事業主体	今津町
事業内容	視覚障害者誘導ブロックの改良
事業量	延長：550m
事業期間	H. 18～H. 20
備考	・色彩のコントラストの改良

〔記入例２〕

場所(番号)	②
事業名称	ＪＲ近江今津駅改札内のトイレ整備事業
事業主体	ＪＲ西日本等
事業内容	トイレのバリアフリー化
事業量	男子用および女子用各１
事業期間	近年中
備考	・車いす使用者便房の設置、出入り口幅の拡幅および段差解消等

場所(番号)	
事業名称	
事業主体	
事業内容	
事業量	
事業期間	
備考	

場所(番号)	
事業名称	
事業主体	
事業内容	
事業量	
事業期間	
備考	

場所(番号)	
事業名称	
事業主体	
事業内容	
事業量	
事業期間	
備考	

〔自由意見〕

◇基本構想策定にあたり、ご意見・ご希望等をご記入ください。

5-2 現地調査

(1) 現地調査の方針

以下の方針に基づき、重点整備地区内の特定経路を対象に、利用者および事業者の代表である「今津町交通バリアフリー基本構想 第2回策定委員会 委員」に加え、身体障害者の参加協力による現地調査を実施した。

- それぞれ異なった移動制約を持つ人、移動制約のない人、利用者および事業者等の全ての当事者による点検の機会を持つ。
- 身体障害者や高齢者等の移動特性、困難さに対する共通体験の機会を持ち、当事者の視点でチェックする。
- 全ての当事者の参加による現地調査は、時間的な制約からJR近江今津駅および周辺の特定経路を中心に行い、現地調査後「良い点」「悪い点」を発表し合い、参加者全員の意見を共有する。
- その他の区域の特定経路等については、策定委員会事務局が調査し、各委員に「良い点」「悪い点」を報告する。

(2) 現地調査の概要

特定経路を中心に、移動に係るバリアの実態を把握するため、現地調査を行った。調査範囲のうち、JR近江今津駅および周辺の特定経路（「現地調査コースマップ」参照）については、策定委員会委員等の参加の下で行い、現地調査後にワークショップ形式で調査結果の発表を行った。

①調査日

平成14年10月11日（金）

※ 事務局による他の特定経路等に対する補足調査は平成14年10月中に別途実施した。

②調査方法

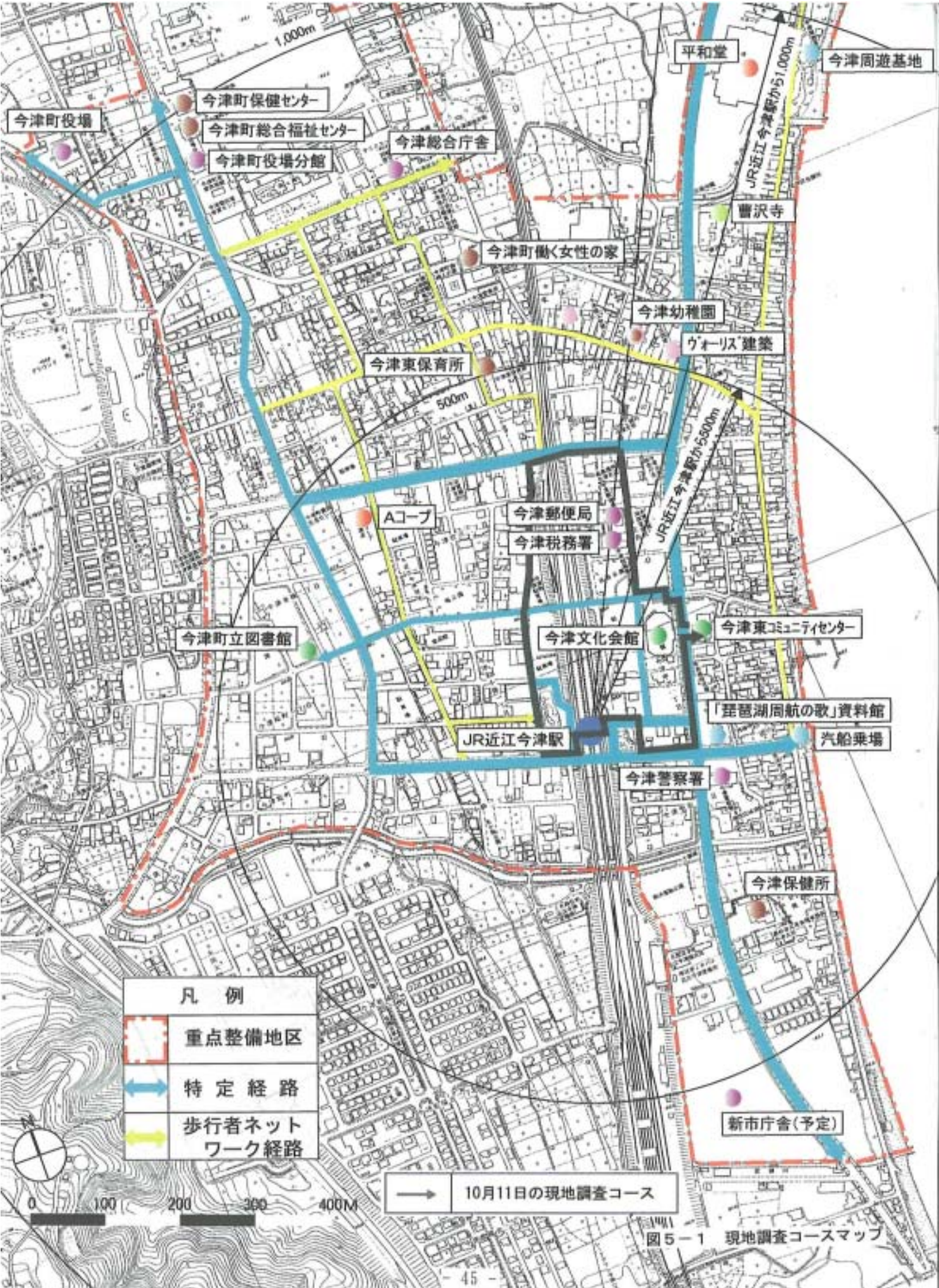
調査は、調査の視点をまとめた「チェックシート」や交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準を踏まえる中、策定委員会委員や身体障害者等による意見に耳を傾けながら、参加者各自の立場でコース上のバリアを調査した。



③調査結果の発表

現地調査の終了後、現地でチェックした良いところや問題点等を参加者が発表し合い、図面を用いて整理を行った。





5-3 整備課題の抽出

現地調査結果および利用者ヒアリング調査結果より、整備課題を整理すると以下のようになる。

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準
JR近江今津駅	特定経路と公共用 通路の出入口・戸	(特になし) ・容易に開閉できる戸の設置(自動式の引き戸等) ・呼び出しベルの設置	有効幅員 90cm以上(場合により80cm以上) 構造 容易に通過できる構造、段差なし(スロープ)、(点字)案内板
	通路	(特になし)	有効幅員 140cm以上(場合により120cm以上) 構造 滑りにくい、つまずきにくい、誘導ブロック(音声誘導)
	通路の戸	(特になし) (通路に戸は存在せず、設置の必要もない)	有効幅員 90cm以上(場合により80cm以上) 構造 容易に通過できる構造、段差なし(スロープ)
	乗車券販売所	・身体障害者等の円滑な利用に適したカウンターの設置(高さ、段差、段差の設置等)	出入口有効幅員 80cm以上 構造 特定経路に接続、容易に開閉して通行できる構造、カウンターが車椅子対応、付近に標識
	券売機	・身体障害者等の円滑な利用に適した券売機の設置(金銭投入口の高さ、段差の設置等)	構造 移動制約者対応(1以上設置)、案内標識の設置
	休憩設備	(特になし)	
	運行情報提供設備	(特になし)	構造 文字・音声による運行情報提供
	改札口	(特になし) ・(点字)案内板の設置	出入口有効幅員 80cm以上 構造 (点字)案内板
	トイレ	(特になし) ・段差の解消(スロープの設置等) ・便所の車椅子使用者、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造への改良(手すり付き腰掛け便座の設置、円滑な利用に適した水洗器の設置等) ・バリアフリー化された便所、便所の設置に伴う案内標識の設置	出入口有効幅員 80cm以上 構造 移動円滑化された経路(W=140cm以上)に接続、滑りにくい仕上げ、1以上の男子用床置き式小便器(手すり併設)の設置、点字案内板の設置、段差なし(スロープ)、手すり付き腰掛け便座の設置、円滑な利用に適した水洗器の設置、案内標識の設置、容易に開閉して通行できる構造、車椅子対応
	便所	・車いす使用者その他高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所の設置	出入口有効幅員 80cm以上 構造 容易に開閉して通行できる構造、車椅子対応
	スロープ	・(エレベーター・車椅子対応エスカレーターが設置されない場合)スロープの設置	有効幅員 120cm以上(段差段なら90cm以上) 勾配 12分の1以下(高さ16cm以下なら8分の1以下) 隅り端 高さ75cm以内毎に150cm以上 床の構造 同側手すりの設置、滑りにくい仕上げ、同側立ち上がり部の設置、上端・下端に点状ブロックの敷設
	階段	・手すりの改善(端部の巻き込まない構造化、手すりの二段手すり化、広幅員階段の中央部への設置等)	構造 同側手すりの設置(両端に点字で行き先情報)、回り段なし、滑りにくい仕上げ、踏み面と周囲の色の明度の差別化、段鼻の突き出しなし(つまずきにくい)、両側立ち上がり部の設置(壁面の場合を除く)、上端・下端の通路に点状ブロックの敷設

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準
J R 近江今津駅	エレベーター	・主動線から認識しやすいエレベーターの設置（防犯カメラ付き等）	出入口有効幅員：80cm以上
			内法有効幅員：140cm以上
			内法奥行有効幅員：有効幅135cm以上
			構造：鏡の設置、出入り口の戸にガラス窓の設置、手摺りの設置、開閉時間延長機能、文字・音声案内、車椅子用操作盤、操作盤に点字
	エスカレーター	・エスカレーターの設置	ロビー有効幅員：150cm以上
			および奥行
			ロビーの構造：音声案内、案内標識の設置
			有効幅員：80cm以上
	プラットホーム	（特になし）	構造：上下専用、昇降口は3枚以上水平、車椅子対応、踏段端部と周囲の色の明度の差別化、くし板の端部と踏み段の色の明度の差別化、車椅子対応、上端・下端に点状ブロックの施設、付近に標識の設置
			横断勾配：標準1%以下
			構造：車椅子乗降設備（1以上）と案内、滑りにくい仕上げ、転落防止設備（ホームドア、視覚障害者誘導用ブロック）の設置、列車の接近を警告する文字・音声装置※※ホームドア等を設置する場合は適用しない
			車両との間隔：できるだけ小さく（大きい場合には警告設備）
	ホームと車両	・できるだけ縮小（現在の10cmから） ・できるだけ縮小（現在の17cmから） ・全列車での車椅子対応の実現（車椅子スペースの確保等） ・車椅子乗車位置（車両）の自由化 ・ホームからの転落防止設備の設置	車両との段差：できるだけ平らに
			乗降口有効幅員：80cm以上（1列車毎に1以上）
			乗降口の構造：開閉側に音声案内、段がある場合は踏面端部と周囲の色の明度の差別化
			通路の有効幅員：80cm以上（車椅子スペース～トイレ）
その他		・バリアフリー対応の電話ボックス、FAX等情報発信設備の設置 ・視覚障害者誘導用ブロック上への案内板等の設置の禁止 ・知的障害者等へのきめ細かなサポート等	構造：滑りにくい仕上げ、手摺りの設置、車椅子スペースの確保（1列車毎に1以上）、文字・音声による運行情報
			連結部の構造：ホームからの転落防止設備の設置※ホームに転落防止設備がある場合は除く
			車両側面の構造：行き先・種別の表示

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準
駅前広場（西側）	歩道等	・視覚障害者誘導用ブロックの改良（JIS規格の大きさと黄色いブロックを適正に配置する等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改善（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等） ・側溝の改良による歩道有効幅員内の円滑性向上（新たな蓋がけ等）	※ 「道路」の基準を適用 視覚障害者誘導用ブロックの施設（「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同開設」への適合等）
	その他	・総合案内サインの設置 ・歩行者の安全・快適な移動動線の確保（真ん中の広場部分におけるデザインの改良等） ・歩行者動線上の駐停車車両、放置自転車等の排除	
	歩道等	・視覚障害者誘導用ブロックの改良（JIS規格の大きさと黄色いブロックを適正に配置する等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改善（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等）	※ 「道路」の基準を適用 視覚障害者誘導用ブロックの施設（「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同開設」への適合）
駅前広場（東側）	その他	・総合案内サインの設置 ・歩行者の安全・快適な移動動線の確保（真ん中の身体障害者駐車スペースからの動線の改良や一般車両駐停車帯から駅舎まで庇の設置等） ・歩行者動線上の駐停車車両、放置自転車等の排除	
	歩道等	【歩車分離型道路】 ・最低限の有効幅員の確保 一歩道等の新設、拡幅 一側溝の改良による歩道有効幅員内の円滑性向上（新たな蓋がけや蓋のがたつき解消、グレーチングの細目化等） 一横断面構成の改良（植栽の撤去、電線類の地中化等） ・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（特殊緑石でのすりつけによる平坦部幅員の確保、セミフラット構造への転換等による歩車道間の高低差そのものの改善等） ・沿道宅地とのレベル差への配慮（転落防止柵の設置、治道敷地側での配慮の要請等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応や適切な維持管理等） 【歩車共存型道路】 ・歩行者安全対策の実施 一歩行者専用道路化 一路面の横断勾配（溝銑状断面）の改良	有効幅員 歩道：2.0～3.5m以上、自歩道：3.0～4.0m以上（道路の区分に応じ） 勾配 縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下） 横断勾配1%以下（やむを得ない場合は2%以下） 高さ 車道から5cm以下を標準（緑石は15cm以上、横断歩道部は2cm） 構造 雨水浸透（水はけが良い）、平坦、滑りにくい仕上げ 車道との分離、植樹帯・柵の設置 車両乗り入れ部 横断歩道に接続する部分 横断歩道に接続する部分 車椅子が転回可
	道路		

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準	
			高さ	構造
道路	乗合自動車停留所	・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設 ・適切な高さの確保（フラット構造およびセミフラット構造の歩道等でのノンスデックバスの車両高さに対応した高さへの改良等） ・滞留環境の快適性向上（ベンチ、上屋の設置等）	車道から15cm以下を標準	ベンチ、上屋の設置、照明の設置
	その他	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な布設（JIS規格の大きさで黄色いブロックを適正に配置する等） ・休憩施設（ベンチ、上屋）の設置 ・照明（街路灯）の設置 ・消融雪装置の設置 ・バリアフリー対応の路上施設（電話ボックス等）の設置 ・私的利用の禁止（看板の設置や商品の陳列等） ・全車両でのバリアフリー対応の実現	視覚障害者誘導用ブロック 休憩施設 照明施設 防雪施設	必要な場合には、誘導用ブロックを敷設する。色は黄色等顕度比等の大きい色、必要と認められる箇所に音声による案内設備 ベンチ、上屋の設置 歩道等に連続して設置する、乗合自動車停留所等必要と認められる箇所 必要な場合には、歩道等に融雪施設、流雪溝または雪覆工を設ける
バス	車両		乗降口の構造	踏み段を容易に識別できる（路端端部と周囲の色の明度の差別化等）、有効幅員80cm以上（1車両に1以上）、スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を有する 床面 床面の地上面からの高さは65cm以下、滑りにくい仕上げ 車椅子スペース 車椅子スペースを1車両に1以上、車椅子を固定できる設備と車椅子使用者が利用できる位置にプザー等の設備を有する、車椅子スペースに座席を設ける場合は容易に折りたためる構造 通路 有効幅員80cm以上、手摺りの設置 通行情報提供設備等 次のバス停留所等運行情報を表示する文字・音声装置、車外用放送設備、前面・左面・後面への行き先表示
	信号機等	・必要箇所への信号の設置 ・既設信号機の改良（音響信号機への交換、青信号延長機能の付加等） ・必要箇所への横断歩道の設置（歩道との連続性の確保等）	信号機の設置 信号機の構造	すべての特定経路を構成する道路において音響信号機や高齢者等感知式信号機等の信号機を設置 ※移動円滑化の促進に関する基本方針より 歩行者用青信号の表示を開始したこと、または当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができ、高齢者・身体障害者等が通常横断するのに要する時間内に歩行者用信号機が赤信号の表示を開始しないもの
交通安全施設	違法駐車・放置自転車	・違法駐車（歩道乗り上げ等）の取り締まり強化および、啓発活動による意識の向上 ・放置自転車（特に視覚障害者誘導ブロック上への駐輪）の取り締まり強化および、啓発活動による意識の向上		

6. 基本理念とバリアフリー化の基本的な方針

6-1 基本理念

これからの今津町においては、すべての人々が安全で安心できる生活、ゆとりと潤いのある生活を実感し、健康でいきいきと暮らすことのできる環境を創り出すことが求められており、建築物内のみならず、生活に関わるすべての環境が整備される必要がある。

本基本構想においては、交通バリアフリー法に基づき、高齢者や身体障害者を含むすべての人々の公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上の促進を図ることを目指し、特定旅客施設および周辺の道路等のバリアフリー化事業を以下の基本理念に基づき、重点的かつ一体的に実施するものとする。

【今津町交通バリアフリー化のコンセプト】

みんなが主役でつくる

みんなが“いきいき”と暮らせるまち

基本理念1：すべての人々が気軽に、かつ円滑に移動できるまち

今津町では、これまで「今津町住みよい福祉のまちづくり計画」（平成10年3月）を策定し、不特定多数の人々が利用する文化施設や行政施設等の建築物レベルでバリアフリー化を進めてきた。

これからは、引き続き各種施設で建築物レベルでのバリアフリー化を進めるとともに、施設と施設を結ぶ経路でのバリアフリー化を進めることにより、高齢者や身体障害者を含むすべての人々が、人としてのあたりまえの要求である“気軽に、かつ円滑に移動できるまちづくり”を目指す。

基本理念2：人々がいきいきと暮らすための配慮がなされたまち

人々がいきいきと暮らせるようにするためには、生きがいを持ったり、地域社会や地域活動に楽しく参加することが重要であり、まちで活動するに際してのバリアが除去されるとともに、積極的にまちに出たくなるようにすることが重要である。

そのため、気軽に、かつ円滑に移動できるようにする公共交通機関の旅客施設や道路等での整備事業を行うに際して、人々が散策等を楽しめるような快適性向上にも留意した整備を行うことや、文化施設や商業施設の魅力の強化を図ることにより、“人々がいきいきと暮らせるまちづくり”を目指す。

基本理念3：人々が互いに思いやり、自然に支えあうまち

人にやさしいまちづくりを進めるためには、バリアフリー化に向けた公共交通機関の旅客施設や道路等での整備事業を行うだけでなく、住民一人一人が放置自転車や違法駐車で円滑な移動を妨げないことはもとより、必要に応じて手助けがされるようになることが重要である。

そのためには、高齢者や障害者をはじめとする様々な特性の人々に対する理解を深め、“人々が互いに思いやり、自然に支えあえるようなまちづくり”を目指す。

6-2 バリアフリー化の基本的な方針

本構想の実現化を図るためには、道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等の各事業主体が住民等と協働で、計画的に事業展開していくことが重要である。

そのため、ここでは以下のバリアフリー化の基本的な方針に基づき、取り組みを進める。

(1) 目標の明確化

バリアフリー化事業で目指すまちの姿をはじめ、事業の内容や実施時期についても、各事業主体と協議を行い、できる限り明確な目標を設定する。

各事業の目標を明確に示すことにより、事業相互の連携が図られ、計画的かつ効率的なバリアフリー空間の創出が可能になると考えられる。

また、事業内容、事業スケジュールの公表は、バリアフリー化事業に関する住民の理解と協力を促し、行政と民間事業者、住民の協働によるまちづくりに資することが期待される。

(2) 高齢者、身体障害者等がいきいきと暮らすための支援

高齢者、身体障害者等がいきいきと暮らすためには、生きがいつくりや地域社会・地域活動への参加が重要であり、その促進のためには気軽にあたりまえのように出かけられる環境づくりが求められる。

たとえば、高齢者、身体障害者等の単独移動が可能になれば、これらの人々の社会的ストレスだけでなく介助者の負担も軽減できると考えられ、まずは特定旅客施設と文化施設間等でのバリアフリー化事業を優先的に行う。

(3) 目標実現に向けた各事業の連携と集中実施

明確化した目標を実現化するにあたり、各バリアフリー化事業を相互に連携させて連続的な移動経路を確保することをはじめ、より効果が得られる進め方に留意して事業を行う必要がある。

そのためには、事業の集中的かつ柔軟な実施を可能にすることが重要であり、各事業主体間で調整が十分に図られるような配慮を行う。

(4) 冬季のバリアフリー対策の実施

今津町は、県内でも有数の積雪地域で、当整備地区においても山間部ほどの豪雪はないものの、毎年冬季には積雪に見舞われる。積雪は、除雪による耐雪で歩道が利用できなくなったり、凍結により転倒しやすくなる等、雪そのものがバリアにな

っている。

そのため、滋賀県が中心になって策定された「今津快適雪プラン」をもとに、道路消雪工の整備や歩道除雪を推進する地域協力体制づくり等、積雪時の歩行空間確保に向けた対策を実施する。

(5) 住民参加による事業の実施

バリアフリー化事業の実施にあたっては、本構想の策定に引き続き、具体的な事業の計画づくり段階から実施段階まで、高齢者、身体障害者等を含む住民参加を図ることで、利用者の意見を十分に反映したバリアフリー化事業の推進等が可能になると考えられる。

また事業実施段階のみならず、事業完了後もモニタリング活動等を実施して利用者の意見をフィードバックできる体制を確立するとともに、日常的にまちのバリアフリー化に関する意見等を募り、より良いバリアフリー化が実現していくような仕組みの確立を図る。

(6) こころのバリアフリー化の推進

高齢者、身体障害者等を含む住民参加による旅客施設や特定経路でのバリアフリー化事業を進めることは、高齢者と若年層、障害者と健常者のように異なる人々のふれあう機会を増加させることになる。

人々が互いに思いやり、自然に支え合えるようになるために重要な『ノーマライゼーション』の理念を広く住民に浸透させるため、様々な人の特性に対する理解を深める「こころのバリアフリー化」の取り組みも推進する。

7. 実施すべき事業

7-1 目標年次

『みんなが主役でつくる みんなが“いきいき”と暮らせるまち』を実現するためには、旅客施設および特定経路において、それぞれの整備課題に対する実現化方策が必要となる。

そのため、以下に示す「道路特定事業」「交通安全特定事業」「公共交通特定事業」および「その他の特定事業」を着実に推進し、バリアフリー化を図っていくが、バリアフリー化の実現は喫緊な課題であるため、**本構想の目標年次は2012年度（平成24年度）とする。**

なお、整備目標は2012年度（平成24年度）とするが、最も人々による利用頻度が高いと考えられるJR近江今津駅周辺区間については、早期のバリアフリー化の実現がより強く求められるため、短期的な整備を集中して行い、2007年度（平成19年度）までの実現化を図る。

また、他の事業との関連や地元意向の調整等に相当の時間を要すると考えられる事業等については、長期的な検討のもとに進めることが必要となるため、2013年度（平成25年度）以降も引き続きバリアフリー化に向けた取り組みを行うこととする。

7-2 道路特定事業

道路特定事業は、滋賀県および今津町の道路管理者が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「歩道の新設および拡幅」「歩道の平坦性確保」「視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設」等を中心とする歩行空間のバリアフリー化を図ることが主な事業内容となる。

各事業主体による道路特定事業は以下のとおりである。

1) 滋賀県

番号	路線名	主な事業内容	概ねの整備時期
1	安曇川今津線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良、植栽の見直し等） ・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（特殊緑石の活用等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応、適切な維持管理等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等） ・バス停留所における歩道と緑石とのレベル差への配慮（歩道高さのかさ上げ等） ・歩行空間の利用快適性向上の検討（消融雪装置の設置等）	平成15～19年度
	安曇川今津線のうち、今津警察署前交差点以南区間	・積雪時歩行空間確保のための車道消雪工整備 ・歩道消雪試験施工（一部）	平成15～19年度
2	海津今津線の安曇川今津線以北	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良、植栽の見直し等） ・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（特殊緑石の活用等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応、適切な維持管理等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等）	平成20～24年度

		・沿道宅地とのレベル差への配慮（転落防止柵の設置、沿道敷地側での配慮の要請等）	
	海津今津線の町役場前区間	・歩行空間の確保（歩道の新設、もしくはカラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等）	周辺道路網が再構築された段階で検討

2) 今津町

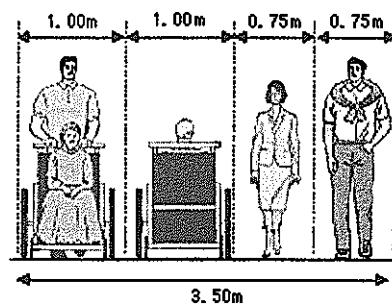
番号	路線名	主な事業内容	概ねの整備時期
3	今津駅前線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応、適切な維持管理等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等）	平成15～19年度
		・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（車道のかさ上げ等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等）	平成20～24年度
	西側駅前広場	・快適な歩道の確保（側溝部分の改良等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等）	平成15～19年度
		・快適な歩道の確保（移動動線の改善等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（車道かさ上げ等による平坦部分の確保、縦断勾配の改良等）	平成20～24年度
	東側駅前広場	・快適な歩道の確保（一般車停車スペースから駅舎までの底の設置、移動動線の改善等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等）	平成15～19年度
		・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（車道かさ上げ等による平坦部分の確保、縦断勾配の改良等）	平成20～24年度
4	区画街路19号線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良、支障物件の検討等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（JIS規格の黄色いブロックの敷設等）	平成15～19年度

		・歩行空間の利用快適性向上の検討（街路灯の設置等）	
		・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（特殊縁石の活用等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等）	平成20～24年度
5	あいあいタウン周辺		
	(都) 今津川線～あいあいタウン間の道路	・「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づく、快適な歩道空間の整備	平成15～24年度
6	区画街路18号線	・安全、快適な歩行者空間の確保（沿道建築物の壁面後退による歩道的空間の整備、もしくは側溝部分の改良とカラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等）	平成20年度～
7	区画街路4号線	・安全、快適な歩行者空間の確保（横断面構成の見直しによる歩道整備、もしくは側溝部分の改良とカラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等）	平成15～19年度
8	今津弘川線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良、植栽の見直し等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（J I S規格の黄色いブロックの敷設等） ・沿道宅地とのレベル差への配慮（転落防止柵の設置、沿道敷地側での配慮の要請等） ・バス停留所における歩道と縁石とのレベル差への配慮（歩道高さのかさ上げ等）	平成15～19年度 （橘線以南） 平成20～24年度 （橘線以北）
		・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（特殊縁石の活用等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等）	平成20～24年度 （今津停車場線以南）
9	今津東小学校前線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良、植栽の見直し等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設（J I S規格の黄色いブロックの敷設等）	平成20～24年度
10	橘線	・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（平坦部分の確保、縦断勾配の改良等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応、	平成15～19年度

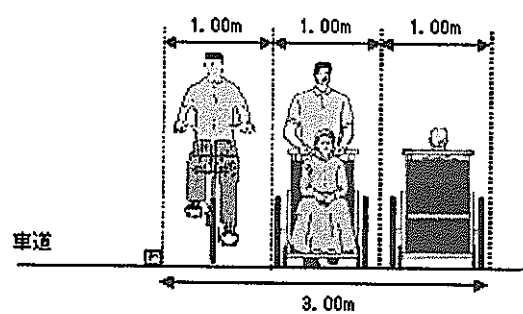
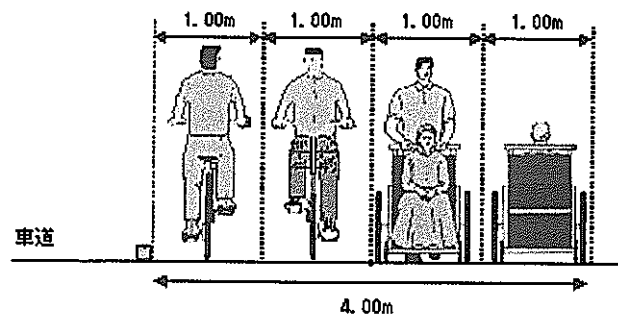
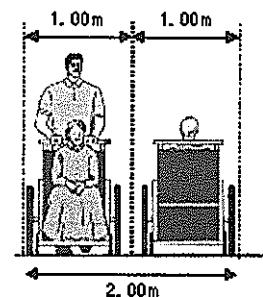
		適切な維持管理等) ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設(JIS規格の黄色いブロックの敷設等)	
11	住吉線	・快適な歩道有効幅員の確保(側溝部分の改良等) ・視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設(JIS規格の黄色いブロックの敷設等) ・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良(特殊縁石の活用等) ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良(平坦部分の確保、縦断勾配の改良等)	平成20～24年度
12	家畜保健所前線	・安全、快適な歩行者空間の確保(拡幅による歩道整備、もしくは側溝部分の改良とカラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等)	平成20～24年度

参考1：歩道の幅員の考え方

- ・特定経路を構成する道路では、実質歩行者が通行可能な幅員(有効幅員)として、歩行者の交通量が多い歩道では3.5m、その他の歩道では2.0m、歩行者の交通量が多い自転車歩行車道では4.0m、その他の自転車歩行車道では3.0mを最小値として、それ以上の幅員を確保しなければならないとされている。



【歩道の幅員の考え方】

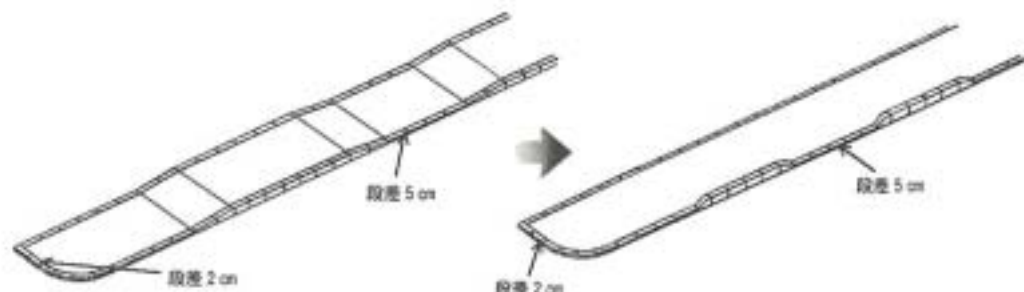


【自転車歩行車道の考え方】

資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン

参考2：車両乗り入れ部のすりつけ勾配の考え方

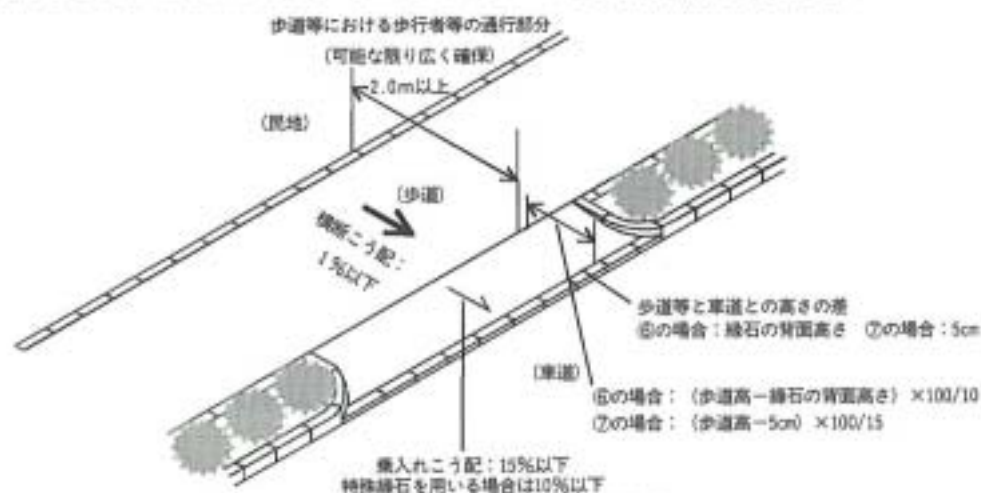
- ・歩道等（縁石を除く）の車道等に対する高さは、5cmを標準とするものとされている。
- ・この高さで歩道等が整備されている場合、車両乗り入れ部で歩道等の高さを切り下げることによるすりつけ勾配は発生しない。



注）横断歩道接続部等に設置する縁石の構造により、歩道すりつけ区間が発生する場合もある。

【歩道の高さを5cmとし、波打ちを解消したイメージ】

- ・しかし、沿道宅地との関係等から歩道の高さがそれ以上になる場合、切り下げの必要が生じ、その結果、切り下げ部分の勾配が生じることによって、車椅子の安全かつ円滑な通行に著しく支障をきたすおそれがある。そのため、以下のような整備が望まれる。

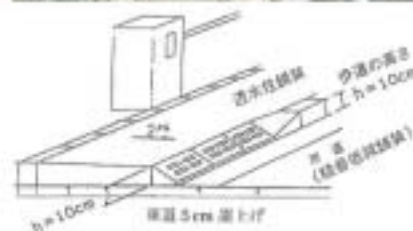
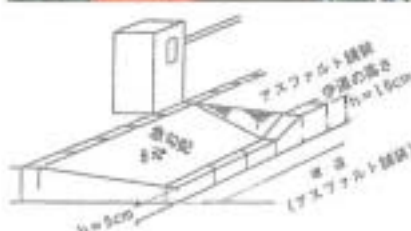


【植樹帯等の幅員内ですり付けを行う構造】

〔施工前〕



〔施工後〕

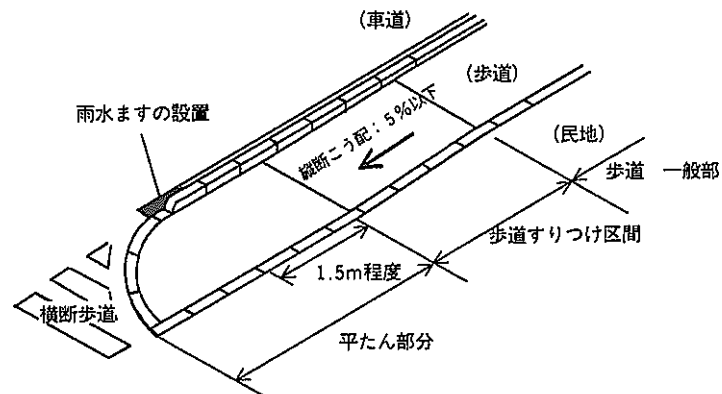


【特殊縁石を採用し、歩道の全幅員ですりつけた事例（一般国道20号：東京都国立市）】

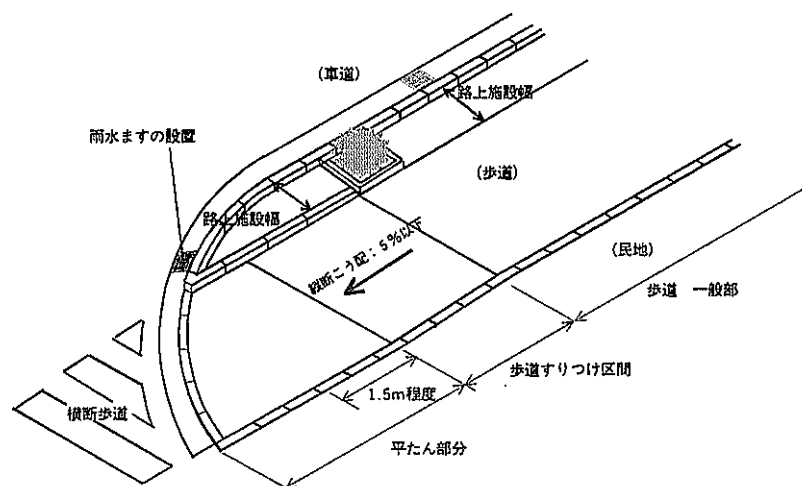
資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン

参考3：横断歩道接続部等において、すりつけがある場合の考え方

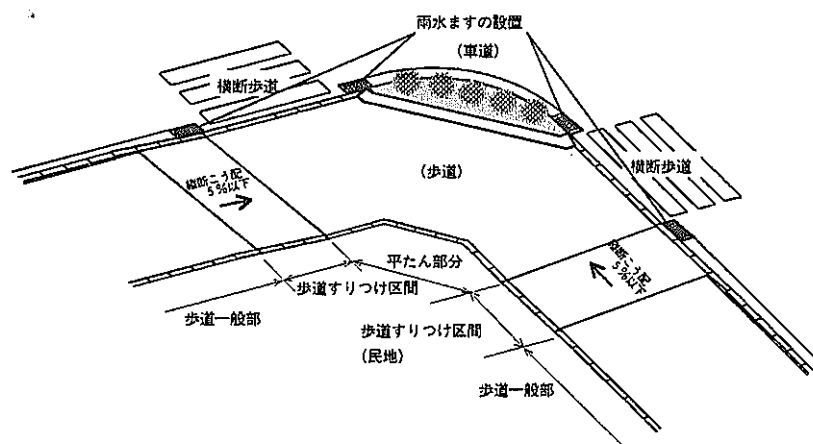
- ・交差点部で車椅子が転回しやすくするためには、横断歩道接続部で1.5m程度の平坦部分を設けるとともに、横断歩道接続部における縦断勾配5%以下ですりつけることとする。



【横断歩道接続部等における構造（植樹帯等がない場合）】



【横断歩道接続部等における構造（植樹帯等がある場合）】



【横断歩道接続部等における構造（交差点部）】

資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン

参考4：視覚障害者誘導用ブロックにおける色彩の考え方

- ・視覚障害者には全盲の方と弱視の方がおり、視覚障害者のうち弱視者の割合は6割を超えている。(平成8年11月1日 厚生省調査結果)
- ・視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロックを直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識するほか、弱視者は、視覚障害者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色のコントラストにより認識している場合もある。そのため、視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を基本とする。しかしながら、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とする。なお、輝度比については、晴天時において、1.5～2.5の組み合わせが、弱視者、晴眼者双方にとって問題ない範囲であるという既存研究等から、輝度比2.0程度が適切となっている。ただし、天候・明るさ・色の組み合わせ等によっては、認識しづらい場合があるため、色彩の決定にあたっては、沿道住民・利用者の意見が反映されるよう留意して決定する。



良い事例



悪い事例

【視覚障害者誘導用ブロックの色彩事例】

資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン

参考5：積雪に配慮した、歩道空間の快適性向上の考え方

- ・本町では、冬季の積雪がバリアになるため、その解消が必要になる。主な解消策として、防雪施設[※]の整備と除雪対応が考えられる。また、除雪のきめの細かい対応には、沿道住民等との連携が重要になる。

※ 消・融雪施設、流雪溝、雪覆工（アーケード、上屋、雁木等）



【消雪パイプの設置（新潟県長岡市）】



【ロードヒーティングによる
歩行空間確保事例
（一般国道391号：北海道小清水町）】



【アーケードの設置（新潟県上越市）】

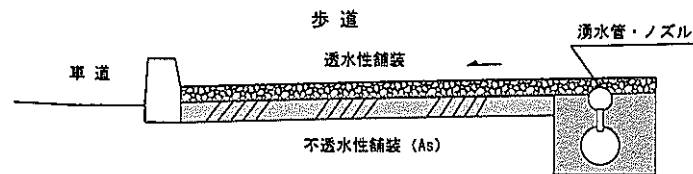


- ・散水消雪実施区間等では、消雪水の円滑な流下のために3～6%の勾配を設定している場合が見られる。このような区間では、車椅子は通行が困難であり、勾配の低減が必要である。しかし、散水消雪実施区間において、横断勾配の緩い通常舗装では不規則な融雪状態になり、また、透水性舗装では水は浸透してしまい雪の溶け残りや新たな積雪が発生する等、消雪効果が低下することから、以下のような舗装の構造にすることが考えられる。

《事例》

○積雪地（寒冷地以外）での排水性舗装採用事例（散水消雪区間におけるにじみ出しタイプ）

透水性舗装の下に不透水性アスファルト層のある排水性舗装を散水消雪区間で施工した。これは「にじみ出し消雪」と呼ばれる方式であり、この事例の場合、透水性舗装の利点と十分な消雪効果、歩行者の水濡れ防止等の利点が発揮されている。



【散水消雪区間での排水性舗装施工事例（新潟県長岡市）】

資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン

7-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、県公安委員会が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「信号機の設置・改善」「横断歩道の設置」「違法駐車を取り締まり」等による特定経路での移動の安全性向上を図ることが主な事業内容となる。

交通安全特定事業は以下のとおりである。

1) 信号機の設置・改善

番号	場 所	主 な 事 業 内 容	概ねの整備時期
1	県道海津今津線	・(都)今津川線との交差点での信号機の設置	(都)今津川線の整備時に整備
2	その他	・特定経路上の信号機設置済交差点における交通弱者対応信号機の設置(文化会館ーコミセン間、Aコープ今津店前、勤労者体育館前等)	(整備要望箇所における優先順位を考慮しながら)順次整備

2) 横断歩道の設置

番号	場 所	主 な 事 業 内 容	概ねの整備時期
3	県道安曇川今津線	・町道区画街路19号線との交差点での横断歩道の設置	平成15～19年度
4	県道海津今津線	・(都)今津川線との交差点での横断歩道の設置 ・町役場前(西行きバス停留所ー役場間)での設置	(都)今津川線の整備時に整備 自動車交通処理の円滑性確保を勘案しながら、整備を随時検討
5	西側駅前広場	・駅前広場中央の交通等一駅舎出入り口間の横断歩道設置位置の改善	歩行者動線が改善させる駅前広場改良整備時に整備
6	その他	・特定経路の主要道路との交差点における横断歩道未設置箇所への設置(町道今津弘川線における町道橋線との交差点等)	自動車交通処理の円滑性確保を勘案しながら、整備を随時検討

3) 違法駐車を取り締まり

番号	事業内容	対応方針
7	違法駐車を取り締まり強化	・警察署員などによる指導取り締まりの強化

参考6：交通弱者対応式信号機の例

・音声付信号機の例：

青信号時には常に音楽が流れるようになっている。



【兵庫県神戸市】

・青信号時間の工夫の例：

交通弱者（高齢者、身体障害者等）に対する利便性を考慮し、横断歩行者の表示時間を通常より長くする機能を有している信号機。

交通弱者の存在を確認して、時間を変えるもの。また、交通弱者が携帯する小型発信器から発せられる微弱電波の受信により、押しボタンスイッチを押したことと同様の機能を有している。



【兵庫県神戸市】

7-4 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、鉄道および路線バスの公共交通事業者が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「旅客施設」と「車両」を中心とする公共交通施設でのバリアフリー化を図ることが主な事業内容となる。

各事業主体による公共交通特定事業は以下のとおりである。

1) 鉄道（西日本旅客鉄道(株)）

(1) 車両の改善

番号	事業対象	主な事業内容	概ねの整備時期
1	車両のバリアフリー化	・「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」に沿った車両への取替	新造車両導入時に整備

(2) 駅舎の改善

番号	事業対象	主な事業内容	概ねの整備時期
2	トイレ・便所	・段差の解消（スロープの設置等） ・身体障害者等の円滑な利用に適した構造への改良（手摺り付き腰掛け便座設置、円滑な利用に適した水洗器具設置等） ・（便所、便所のバリアフリー化に伴う）案内標識の設置	平成15～19年度
3	昇降施設・階段	・エレベーターの設置 ・階段における手摺りの改善（端部の巻き込まない構造化、二段手摺り化、広幅員階段中央部への新設等）	平成15～19年度
4	乗車券販売所・券売機	・身体障害者等の円滑な利用に適した券売機の設置（金銭投入口の高さ、藏込みの設置等）	取替え時に対応
5	特定経路と公共用通路の出入り口・戸	・容易に開閉できる戸の設置（引き戸等） ・呼び出しベルの設置	時期未定（戸設置の是非も含めた出入り口のあり方を検討する）

			中で判断する)
6	その他のバリアフリー事業	・バリアフリー対応の電話ボックス、FAX等情報発信設備の設置等	時期未定（整備・管理主体のあり方を検討する中で判断する）

2) バス（西日本ジェイアールバス(株)）

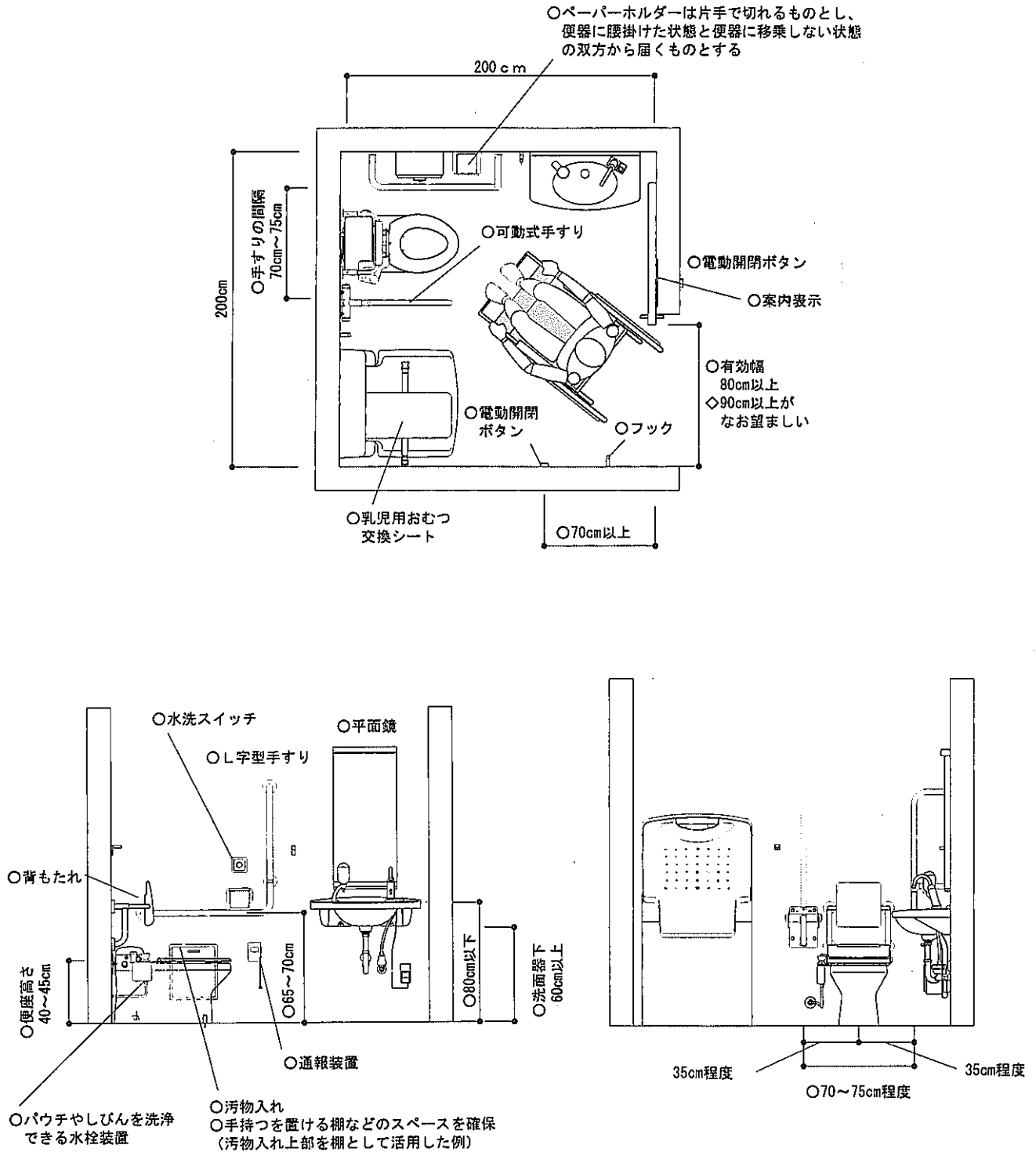
番号	事業対象	主な事業内容	概ねの整備時期
7	車両のバリアフリー化	・「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」に沿った車両への取替	新造車両導入時に整備

3) バス（湖国バス(株)）

番号	事業対象	主な事業内容	概ねの整備時期
8	車両のバリアフリー化	・「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」に沿った車両の導入	新造車両導入時に整備

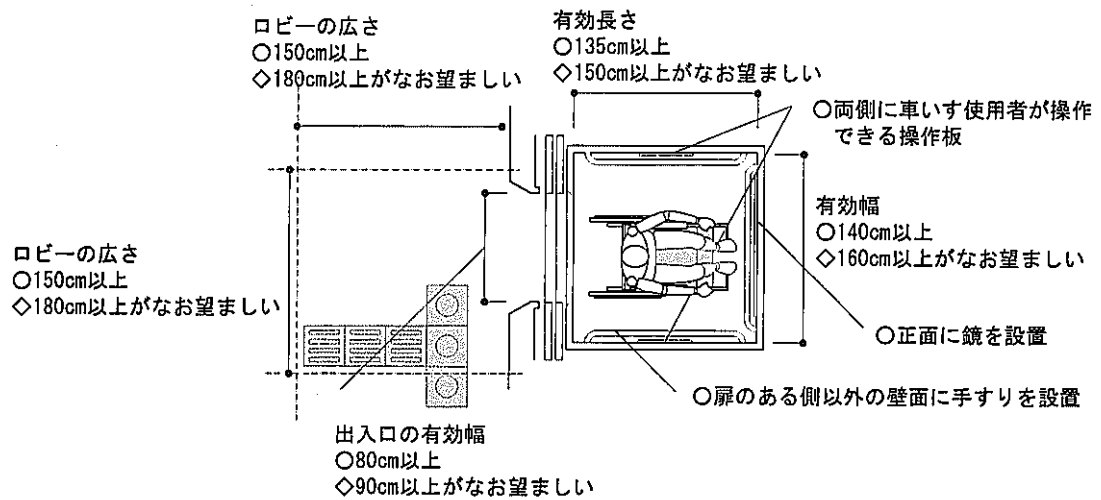
参考7：望ましい駅舎のイメージ

・多機能トイレ（標準的なプラン）

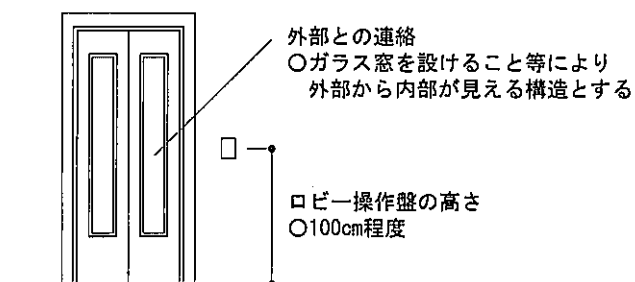


・昇降機（エレベーター）

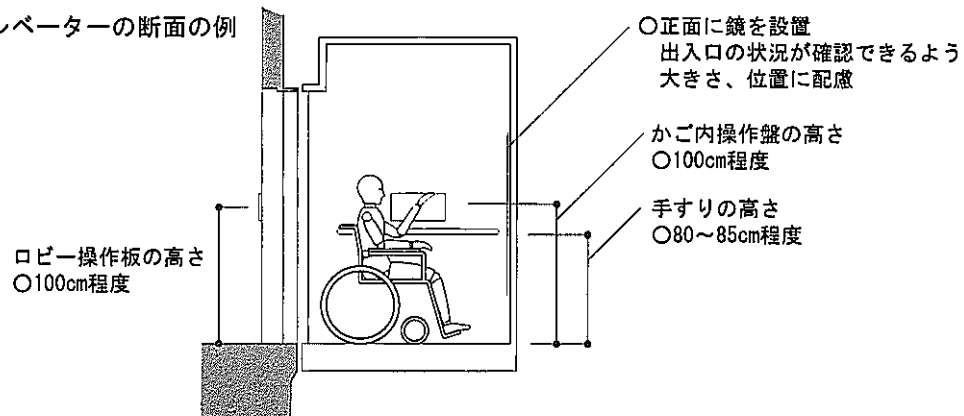
エレベーターの平面の詳細



エレベーターの正面の例



エレベーターの断面の例



資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

参考8：交通弱者対応の設備の例

・券売機

お金の投入口等の高さを低くするとともに、券売機の前に張り出しの棚をつけることで、荷物を置けるようにしている。また、棚下は車椅子使用者のための蹴込みスペースになる。



【兵庫県神戸市】

・公衆電話

電話機を設置する高さを工夫するだけでなく、台座を改良し、蹴込みスペースを確保している。



【兵庫県神戸市】

・まちかどFAX

ターミナル内で、有料のFAXサービスを実施している。



【兵庫県神戸市】

7-5 その他の事業

その他の事業は、旅客施設および特定経路でのバリアフリー化と連携を図りながら、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「(特定経路以外の)歩行者ネットワーク経路でのバリアフリー化」と「人々のこころのバリアフリー化」を中心とする関連施設整備事業やソフト面でのバリアフリー化事業が主な事業内容となる。

各事業主体によるその他の特定事業は以下のとおりである。

1) 歩行者ネットワーク経路のバリアフリー化等

(1) 滋賀県

番号	路線名	主な事業内容	概ねの整備時期
1	今津停車場線	・歩行者優先道路としての整備、もしくは歩行空間の確保（カラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等）	平成20年度～*

※ 平成24年度までに行う周辺道路網の再編成の検討による

(2) 今津町

番号	路線名	主な事業内容	概ねの整備時期
2	湖岸線	・歩行者優先道路としての整備（側溝の蓋かけ、橋梁区間の欄干整備を含む）	平成15～19年度 （辻川線以南） 平成20～24年度 （辻川線以北）
3	区画街路4号線	・歩行空間の確保（カラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等） ・自動車交通の制限による安全性の向上	平成20年度～
4	区画街路13号線	・歩行空間の確保（カラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等） ・自動車交通の制限による安全性の向上	平成20年度～
5	区画街路15号線	・歩行空間の確保（カラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等） ・自動車交通の制限による安全性の向上	平成20年度～
6	電通前線の 海津今津線以南	・歩行者空間の快適性向上（横断面構成の見直しによる歩道拡幅等）	平成20年度～

	電通前線の 海津今津線以北	・歩行空間の確保（カラー舗装による歩行者優先ゾーン表示等） ・自動車交通の制限による安全性の向上	平成20年度～
7	高島高校前線	・歩行者優先道路としての整備（側溝蓋の改良を含む）	平成20年度～
8	名小路線	・歩行者空間の快適性向上（修景緑化、休憩施設整備、自動車交通の制限強化の検討等）	平成20年度～
9	辻川線	・歩行者優先道路としての整備（側溝蓋の改良を含む）	平成15～19年度
10	中町線	・歩行空間の安全性と快適性の向上（カラー舗装による歩行者優先性の強化等）	平成20年度～
11	西大井川線	・歩行空間の安全性と快適性の向上（カラー舗装による歩行者優先性の強化等）	平成20年度～

2) 関連施設整備事業

(1) 今津町

番号	事業対象	主な事業内容	概ねの整備時期
12	駅前広場における案内情報設備の整備	・西側駅前広場および東側駅前広場における総合案内サインの設置	平成15～19年度
13	安全・快適なバス停留所の整備	・視覚障害者誘導用ブロック設置 ・待機空間の確保 ・夜間照明の設置 ・ベンチの設置 ・屋根の設置 ・消融雪装置の設置 ・運行情報提供装置の整備	平成15～19年度 順次整備（地元等との合意ができたところから）
14	建築物等でのバリアフリー化の促進	・特定経路等で結んだ主要施設（建築物、公園等）におけるバリアフリー化の推進、促進	順次整備

3) 冬季のバリアフリー対策

番号	事業内容	対応方針
15	積雪時の対応の充実	・ 積雪による歩道の通行阻害や、除雪による歩車道境界部への雪の積み上げのための見通し阻害解消を目指し、積雪時の対応の充実を図る。(地域での除雪体制整備、歩道部への消融雪装置整備等)

4) 社会のバリアフリー化等

番号	事業内容	対応方針
16	こころのバリアフリー化	・ 広報、啓発活動により、住民等のノーマライゼーション意識の高揚を図り、こころのバリアフリー化を推進する。
17	公共交通機関職員、行政職員のバリアフリー対応能力の充実	・ 駅舎、道路等の利用者のうち、障害をお持ちの方に対する適切な対応ができるよう、公共交通機関職員、行政職員等のバリアフリー対応能力の充実を推進する。(聴覚障害者のための手話サービスの実施等)
18	公共交通機関職員、行政職員のバリアフリー意識の啓発	・ 駅舎、道路等のバリアフリー状況に関する適切な管理に努めるとともに、知的障害者を含む交通弱者へのきめ細かなサポートの充実等を推進する。
19	放置自転車対策	・ 自転車駐車場の充実と、利用者モラルの改善に向けた広報、啓発活動により、放置自転車の解消を推進する。
20	道路の私的利用対策	・ 歩行者空間に対する沿道地権者等のモラル改善に向けた指導の充実により、看板の設置等の私的利用解消を推進する。
21	住民参加型のバリアフリー施策の推進	・ 施設整備をはじめとする交通バリアフリー施策の推進にあたっては、計画段階から利用者意見を反映させることを推進する。
22	バリアフリー事業後のフィードバック体制づくり	・ 施設整備をはじめとする交通バリアフリー施策の実施後も、モニタリング活動を行う等利用者意見をフィードバックできる仕組みの構築を図る。

参考9：歩行者優先道路の例

・大分県大分市の例

歩行者の優先性を高めるため、自動車の通行帯を蛇行させるとともに舗装を上質化し、運転者に走行速度の抑制を訴えかけている。

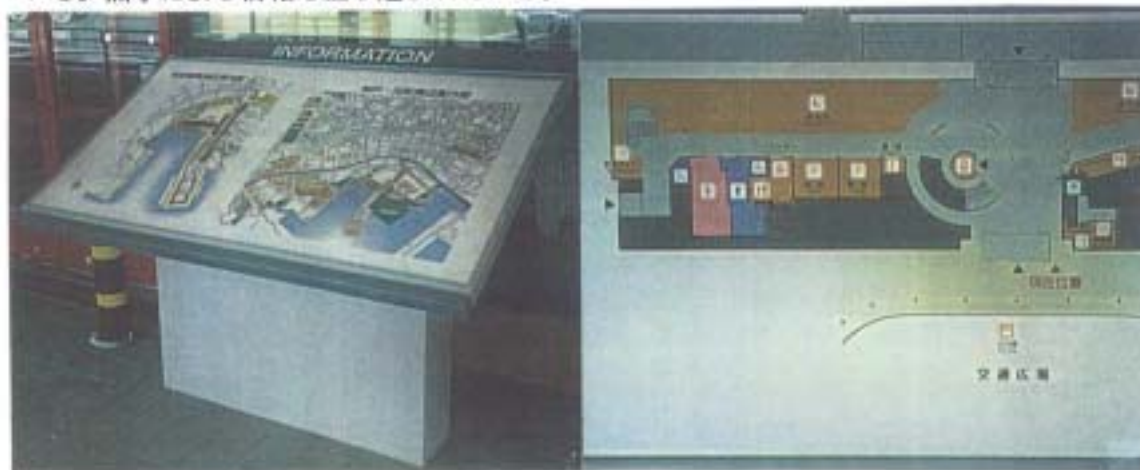
また、沿道建築物を引き立てるデザインで整備し、沿道の商業利用の促進も図っている。



参考10：総合案内サインの例

・兵庫県神戸市の例

車椅子使用者でも見やすい高さで整備され、また、文字の色や大きさも見やすくなっている。点字による情報も盛り込まれている。





(その他)
☐ 近江今津駅
☐ 国道安曇川
 画街路 19 号

44/52

② 湖南湘潭

46494949

東京理科大学 (1997)

(結果の時点)

②今津川線

(點點塵埃半響)

泰山升平图⑫

藤田井平生④
藤田中④

魏川平^①

電話ノ号①

⑬高島高校前新

④ 重訂四庫全書

④区画街路 1.5

①A型單路
雙路型②

⑫家畜保健所の

⑪住吉線

◎精選◎

⑥ 今津東小學校

⑧ 今津弘川橋

⑥区同街路18

⑤区同街路19

④今津縣前縣

(票加)

© 2001 John Wiley & Sons, Inc.

② 法人の代表者

①安藝川与津報
②津浦公報

(夏) 苗

N

—

—

1

☐

3

☐

11

社会就男也



24)に 実現を トフーク	19)に 実現を トフーク	24)に 実現を トフーク
---------------------	---------------------	---------------------

